

第 1 1 回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成 22 年 2 月 18 日（木）

13：00～15：00

場所：上北山村振興センター

（奈良県吉野郡上北山村河合）

1. 挨拶

2. 議事
 - （1）平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果について
 - （2）吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について
 - （3）平成 22 年度西大台利用調整地区の運用計画について

3. その他

配布資料一覧

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席表

- 資料 1 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果概要
- 資料 2 平成 21 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の
モニタリング評価
- 資料 3 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）
- 資料 4 平成 22 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

- 参考資料 1 大台ヶ原の利用動向
- 参考資料 2 平成 21 年度西大台利用調整地区の利用実態等
- 参考資料 3 利用者意識等に関するアンケート調査結果
- 参考資料 4 歩道状況調査結果
- 参考資料 5 西大台利用調整地区における立入認定事務の改善等
について
- 参考資料 6 第 10 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討
協議会議事概要

第11回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授 (ご欠席)
西田 正憲	奈良県立大学 教授
日比 伸子	橿原市昆虫館 資料学芸係長
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 准教授

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県文化観光局 ならの魅力創造課	(ご欠席)
奈良県くらし創造部自然環境課	奥田 晴啓 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主任
大台町宮川総合支所産業室	枘田 満 係長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会 上北山村漁業協同組合	金山 進英 委員長 組合長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美 会長 代表
上北山村商工会	中谷 守孝 会長 金岩 修平 経営指導員
(財) グリーンパークかわかみ	喜家村 玲子
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括 部運輸部事業課	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	鎌田 誠明 会長
奈良県勤労者山岳連盟	由良 行基周 自然保護委員長
奈良県山岳連盟	野田 健司 自然保護委員
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	(ご欠席)
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原パークボランティアの会	伊東 博一 会長
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也 参事
ワーク21上北山	福嶋 啓一 会長

<事務局>

近畿地方環境事務所	佐々木 仁 統括自然保護企画官 杉田 高行 国立公園・保全整備課長 家入 勝次 整備計画専門官 松尾 浩司 自然保護官
吉野自然保護官事務所	濱名 功太郎 自然保護官
(株)スペースビジョン研究所	宮前 保子 安場 浩一郎 幡 建樹

平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

1. 利用調整の概要**(1) 利用調整を行った期間**

平成 21 年 4 月 21 日 (火) から 11 月 30 日 (月) まで (224 日間)

※県道大台ヶ原公園川上線 (大台ヶ原ドライブウェイ) の開通期間。

この期間は事前に申請をして認定を受けた者のみ西大台への立入りが可能。

(2) 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

・利用集中期の土日祝日 : 100人

・利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

・上記以外の平日 : 30人

※利用調整地区内での行動は 1 グループ 10 人以内。

(3) 利用集中期 (別添カレンダー参照)

過去の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定 (計 90 日)。

・春期 : 平成 21 年 4 月 25 日 (土) から 5 月 31 日 (日) まで

・夏期 : 平成 21 年 8 月 8 日 (土) から 8 月 16 日 (日) まで

・秋期 : 平成 21 年 9 月 26 日 (土) から 11 月 8 日 (日) まで

(4) 立入認定事務 (立入認定手続きの窓口業務) の引き継ぎ

指定認定機関であった吉野きたやま森林組合が平成 20 年度末を以って立入認定事務を廃止したため、平成 21 年 4 月 1 日からは環境省が立入認定事務を実施。

(5) 立入認定事務

①吉野自然保護官事務所にて事前電話予約の受付 (立入希望日の 3 ヶ月前～)

※今期は平成 21 年 1 月 21 日 (利用調整開始日の 3 ヶ月前) から受付開始。

②吉野自然保護官事務所にて申請書の接受 (立入希望日の 10 日前まで)

③近畿地方環境事務所にて申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

(6) 事前レクチャー

実施期間 : 平成 21 年 4 月 21 日 (火) から 11 月 30 日 (月) まで

実施場所 : 大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム

実施者 : 環境省 (主にふれあいコーディネーターが実施)

時間割 : 次表のとおり。

<事前レクチャー時間割>

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30~8:00
②	8:30~9:00	8:30~9:00
③	9:30~10:00	9:30~10:00
④	10:30~11:00	10:30~11:00
⑤	11:30~12:00	11:30~12:00
⑥	16:00~16:30	16:00~16:30

(7) 巡視

実施期間：平成21年4月21日（火）から11月30日（月）まで毎日

実施者：自然保護官及びアクティブレンジャーなど環境省職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施。

(8) モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続的に調査（モニタリング調査）を実施。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行った。

(9) 普及啓発

西大台利用調整地区の制度を広く一般に周知するため、継続して普及啓発を実施。平成19年度及び20年度は、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページ及び広報資料による周知や、西大台の魅力・制度を紹介したDVDの作成等を行った。

平成21年度は上記取組に加え、DVDの関係機関等への配布やインターネット（YouTube）への掲載*、京都御苑での大台ヶ原の展示・解説イベントを実施した。また、来期の利用調整開始に向けて、年度末に広報資料等による周知を行う。普及啓発に当たっては東大台地区が利用調整の対象外でこれまでどおり利用可能であることもあわせて周知している。

※「悠久の時を刻む大台ヶ原の魅力と環境保全への取組Ⅰ・Ⅱ」

→ホームページアドレス

<http://www.youtube.com/kankyosho#p/u/3/Rd3Vxdm07b4>

(10) 自然ふれあいプログラムの提供

大台ヶ原や大峰山系などの豊かな自然の魅力を発掘、活用した地域活性化を推進するためのツアー「大台ヶ原の郷 ー秋遊ー上北山村」(ワーク 21 上北山と上北山村の共催)において、ツアー行程の一部として西大台利用調整地区における自然体験プログラムを実施した。また、ツアー満足度等に係るアンケート調査及び外部評価を行った。

- ・ツアーは平成 21 年 10 月 14 日(水)～15 日(木)の 2 日間で、一般参加者数は 7 名(夫婦 2 組、女性友人 3 人グループ 1 組)であった。
- ・ツアーに対する満足度は、訪問先、開催時期や日数、参加費用などを含めて全体的に高かった。ツアーガイドの説明についても、過半数が「大変分かりやすかった」と回答しており、評価は高かった。ただし、募集人数 20 人に対して参加者は 7 人であり、今後の課題となった。

2. 大台ヶ原の利用状況【参考資料 1】

平成 21 年 4 月 21 日から 11 月 30 日までの大台ヶ原ビジターセンターの調査データを集計した。

- ・駐車台数から算出した平成 21 年度の推計利用者数は、154,310 人であった(平成 20 年度：147,167 人、平成 19 年度：183,719 人)。
- ・月別では 10 月の利用者数が最も多く、次いで 9 月、5 月、8 月の順であった。
- ・曜日別の利用者数の割合は、平日が 40.6%、休日が 59.4%であった。
- ・最も利用者数が多かったのは 9 月 21 日(月・祝日)の 5,129 人であった。
- ・年間駐車車両台数は、前年度に比べて乗用車と二輪車は増加したが、観光バスは減少した。

3. 西大台利用調整地区の利用実態【参考資料 2】

(1) 立入認定者数

平成 21 年 4 月 21 日から 11 月 30 日までの立入認定者数等について集計した。

- ・期間中の延べ認定者数は 1,273 人であった(H20 年度：1,288 人)。
- ・立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 1,123 人であった(H20 年年度：1,156 人)。
- ・認定者数が上限に達した日はなく、最も認定者数が多かった日は 5 月 24 日(日)の 50 人(上限 100 人)であった。
- ・上限人数に対する認定者の比率は、全体で 11.5%であった(H20 年度：11.9%)。

(2) 西大台利用調整地区の立入に係る認定関係事務の実施状況

環境省が行う認定関係事務を通じ、認定手続きの実態について把握した。

- ・予約日から立入日までの日数（立入りの何日前に予約しているか）は「2週間～1ヶ月」が最も多く（46%）、次いで「2ヶ月以上（25%）」、「1～2ヶ月（19%）」の順であった。
- ・ほぼ100%の申請者が申請から7日後までに認定を受けていた。
（※認定証が発行された日であり、申請者が認定証を受け取った日ではない）

(3) 巡視及び違反者等への指導状況

利用調整期間中、毎日巡視を実施し、無認定立入り者への指導等を行った。

- ・指導件数・人数及び違反の未然防止件数・人数は、平成20年度よりも減少した。
- ・無認定の立入り者合計6件、延べ10人を確認し、西大台利用調整地区からの退出等を指示した（平成20年度はそれぞれ19件、32人）。
- ・無認定で立入ろうとした者合計22件、延べ46人に対して、利用調整地区の入口で注意するなどして違反の未然防止を行った（平成20年度はそれぞれ62件、110人）。

4. 利用者意識に関するモニタリング調査結果【参考資料3】

(1) 事前レクチャーに関するアンケート調査

西大台利用調整地区の立入認定者のうち、事前レクチャーの受講者に対して、事前レクチャーに関するアンケートを実施し、集計した（回収数1,019）。

- ・路線バス・観光バスを利用して来訪した人の割合が過去2年間と比べて増加した。
- ・大台ヶ原及び西大台地区に初めて来訪した人の割合が過去2年間と比べて増加した。
- ・事前レクチャーの内容等については過去2年間とほぼ同じ結果であり、「長さ」では「満足」がほぼ100%、「内容」では「満足」が約65%、「普通」が約33%であった。

(2) 西大台の利用に関するアンケート調査

事前レクチャーの受講者に対して、大台ヶ原の利用に関するアンケートを実施し、集計した（回収数145）。

- ・満足度に関しては、7割の利用者が満足したと回答した。
- ・利用者の行動に関しては、西大台歩道を一周する利用者の割合が増加し、入下山時刻が全体的に早くなる傾向が見られた。
- ・利用者のマナーについては、件数は少ないものの、「ゴミの投棄」や「歩道外での歩行」、「ペットの持込」などが目撃された。
- ・自由意見では、標識の充実や申請手続きの改善を求める意見が比較的多かった。

5. 利用施設に関するモニタリング調査結果【参考資料4】

(1) 歩道状況調査

西大台利用調整地区の歩道及び過去に立入りが見られた箇所にて定点観測地点を設定し、洗掘、複線化、裸地化等の状況を調査した。

- ・ 29ヶ所の複線化箇所のうち、16ヶ所で複線化はほぼ解消し、9ヶ所では解消傾向がみられた。また、これらのうち9ヶ所では植生の回復がみられた。
- ・ 9ヶ所の洗掘箇所のうち、4ヶ所で洗掘の進行がみられた。
- ・ 歩道外に立入りがみられた6ヶ所のうち、5ヶ所で植生の回復傾向がみられ、道幅の縮小などが確認された。裸地化定点観測地点（セツ池）については、植生に大きな変化はみられなかった。
- ・ 以上より、利用者数の減少、及びロープ等の設置によるルートの特化により、歩道の複線化が解消されつつあり、植生も回復しつつあるという傾向が確認された。一方で洗掘の進行が確認されたが、これは主に雨水による影響と考えられる。これらのことから、全体として、利用調整による利用圧の減少が示唆された。

平成 21 年度 利用集中期の設定

4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

利用集中期

利用集中期 4/25~5/31、8/8~8/16、9/26~11/8 計 90 日

平成 21 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	13	0	0	4	2	10	4	36	3,600
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	3	18	8	9	11	12	21	11	93	4,650
上記以外の平日	4	0	22	22	16	16	0	15	95	2,850
日数計	10	31	30	31	31	30	31	30	224	-
月別上限人数	570	2,200	1,060	1,110	1,430	1,280	2,050	1,400	-	11,100

平成21年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区のモニタリング評価

1. 「自然環境の状態」に係る評価

西大台利用調整地区モニタリング調査のうち、平成 21 年度に実施した自然環境の状態に関する以下の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会森林生態系部会で検討した。

本年度からは、平成 19 年度及び平成 20 年度の調査結果を初期値として位置づけモニタリングを行った。利用調整の運用後 2 年が経過し、土壌硬度や植物相、植被率では人の利用の影響が軽減したと考えられる変化が現れ始めており、現状は西大台利用調整地区開始から比較して回復過程と考えられる。また、希少植物調査では、人為による影響により個体数が減少した種が 3 種確認されるなど、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することが必要と考えられる。

このことから、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については変更せず、継続することが必要であると判断した。

■ 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会森林生態系部会で評価した「自然環境の状態」に関する調査項目（平成 21 年調査実施分）

調査項目		目的と評価概要
植物	植生調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整による歩道周辺等における踏圧や種子の持込み等による植物相への負荷の軽減度合いを把握することを目的とする。その指標として、土壌硬度、植被率、国外外来種の植被率に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用調整運用後（H19.9以降）に利用者数が減少した結果、V-1（大台教会下）、V-2（ナゴヤ谷）では、踏圧の影響の指標となる土壌硬度は、歩道を含む地点および歩道からの距離が 3～5 m の地点は、H19 に比べ H20、H21 は柔らかくなる傾向を示しており、利用調整の結果、歩道及び歩道から林内への踏圧の影響について、低減していることが示唆された。しかし、V-3（七ツ池）、V-4（大和谷上）は、H20 年秋に防鹿柵設置のためのモノレール設置等の影響により、各地点とも土壌硬度が堅くなっていた。 植被率については、V-1（大台教会下）、V-3（七ツ池）は、H19、H20 と H21 の傾向に大きな変化は見られず、歩道から離れるほど高くなった。V-2（ナゴヤ谷）については、歩道に近いほど植被率が高くなる傾向に変化は見られないが、利用調整の結果、H19 に比べ、H20 以降は歩道からの距離が 3～5 m、6～8 m の地点で植被率に減少傾向が見られており、H21 は同様であった。これは、歩道に近いほど国外外来種のコヌカグサの被度が高くなっており、歩道から離れた場所では、コヌカグサの被度が減少したためである。 植物相への負荷については、国外外来種は H19、H20 と同様に H21 は、ナゴヤ谷のみでコヌカグサが確認された。すべての地点で新たな国外外来種は確認されておらず、大きな変化は見られなかった。踏みつけ種については、歩道を含む地点を中心に H21 は、V-2（ナゴヤ谷）でオオバコ、クサイ、V-4（大和谷上）でクサイが確認されたが、H20 に確認されていた V-1（大台教会下）のオオバコは確認されなかった。

調査項目		目的と評価概要
植物	種子等持ち込み状況調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整地区内への国外外来種の種子の持ち込み状況を把握することを目的とする。その指標として、靴底等の泥に含まれる外来種に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西大台利用調整地区入口に設置してあるマットから回収された泥からは、国外外来種の発芽は確認されておらず、利用者による国外外来種の持ち込みは確認されていない。
	植生回復調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整による歩道周辺等における植生の維持および回復状況を把握することを目的とする。その指標として、草本層の植被率と高さに着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> H21は、定点写真撮影を行った。経ヶ峰の踏み分け道で落葉が堆積し、踏み分け道が解りづらくなっている他は、大きな変化はみられなかった。
	希少植物調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整による歩道周辺における希少植物の生育環境への負荷の軽減度合いを把握することを目的とする。その指標として、歩道沿いに分布する希少植物の生育状況に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少な植物種として指標種に定めた9種について、分布状況、個体数、生育状況等について調査を実施した結果、人による踏み荒らしの痕跡は今年度調査では確認されなかったが、盗採によると思われる個体数の減少がラン科の植物など3種で確認された。
	蘚苔類被度調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整による歩道周辺等における地表性蘚苔類への負荷の軽減度合いを把握することを目的とする。その指標として、被度等の群落動態に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経ヶ峰から開拓に至る踏み分け道における地表性蘚苔類群落の被度がH19に比べ、H21は大幅に増加しており、蘚苔類群落が回復していた。
動物	土壌動物調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整による土壌動物群集の生息環境への負荷軽減度合いを把握することを目的とする。その指標としてトビムシとササラダニに着目する。</p> <p>※ H21は調査を実施していない。次回調査はH24に実施。</p>
	鳥類調査	<p>【目的と指標】</p> <p>西大台における繁殖鳥類群集が良好な状態で保たれていることを把握することを目的とする。その指標として、鳥類の繁殖状況に着目する。調査は、自然再生推進計画のモニタリング調査のうち野生動物に関する植生タイプ別調査におけるテリトリーマッピング調査結果を活用する。</p> <p>※ H21は調査を実施していない。次回調査はH24に実施。</p>

調査項目	目的と評価概要
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整運用後2年が経過した結果、踏圧の影響の指標となる土壌硬度は、防鹿柵設置工事により、影響が生じた場所以外は、利用者の減少により、歩道及び歩道から林内への人為による踏圧の影響は低減したものと考えられる。 ・ ビジターセンターや西大台利用調整地区入口において回収した靴底の泥を解析した結果、利用者による西大台への国外外来種の持ち込みは無かったものと考えられる。 ・ 植物相（国外外来種、踏みつけ種）については、国外外来種に大きな変化は見られなかったが、踏みつけ種については、大台教会下でオオバコが見られなくなっており、人為による踏圧の影響が低減したものと考えられる。 ・ 植被率については、ナゴヤ谷において、国外外来種のコヌカグサが歩道からの距離が離れた場所で減少しており、蘚苔類被度についても経ヶ峰から開拓に至る踏み分け道における地表性蘚苔類群落の被度がH19に比べ、H21は大幅に増加していることから、人為による踏圧の影響が低減したものと考えられる ・ 各調査におけるH19、20年調査結果を初期値として、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することが必要である。

2. 「利用の在り方」に係る評価

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画に基づき、平成 21 年度西大台利用調整地区モニタリング調査を実施し、利用の在り方に関する下記の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で検討した。

利用調整の運用後 2 年が経過し、人の利用による影響が軽減したと考えられる変化が現れ始めている。このため、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については、大台ヶ原自然再生推進計画（第Ⅱ期）の策定等に伴う一部変更を行うもの以外は変更せず、継続させることが必要であると考えられる。

記

■大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で評価する「利用の在り方」に関する調査項目及び評価概要

調査項目		評価概要
利用実態	認定関係事務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 4 月 1 日より環境省が立入認定事務を実施した。 開山期間中の立入認定者数は、合計 1,273 人であった。 延べ上限人数（11,100 人）に対する比率は、11.5%と低率に留まっており、平成 20 年度（11.9%）と同程度である。 利用集中を防ぐ効果が見られている。
	巡視及び違反者等への指導状況	<ul style="list-style-type: none"> 無認定立入者への指導は 10 人(一月あたり 1.4 人)と平成 20 年度の 32 人(一月あたり 4.6 人)より減少している。 無認定立入者に対して巡視により発見し、制度を説明して退出を指示する等、適切に指導を行っている。無認定立入者を更に減らしていくため、引き続き巡視を徹底する必要がある。
利用者意識	事前レクチャーに関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> レクチャーの長さ、内容、配付冊子に関しては、過半数の受講者が満足と回答しており、不満足との回答はほとんどなかった。
	西大台利用調整地区利用後のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区への満足度について 7 割弱の利用者が満足と回答し、再訪の意向を示したことから、利用調整地区制度への評価は概ね高いと考えられる。 わずかながら歩道外の歩行やゴミの投棄等の問題行動が目撃されている。引き続き利用マナー徹底等の対策が求められる。
利用施設	歩道現況調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区における利用者数の減少及びロープ柵の設置等によって、歩道の複線化は解消されつつある。植生についても、回復傾向が確認された。洗掘については、一部、進行している箇所もあったが、これは主に雨水による影響が大きいと考えられる。 全体として、複線化箇所や歩道周囲の植生が少しずつ回復しており、利用調整地区の指定によって、利用者による影響が緩和されていると考えられた。

資料 3

吉野熊野国立公園
西大台地区利用適正化計画（案）

平成 22 年 2 月 18 日
近畿地方環境事務所

【目 次】

1. 背景	1
1-1 西大台地区の自然の概況	1
1-2 西大台地区の利用の状況	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項	8
3-1 利用調整地区の名称	8
3-2 利用調整地区の区域	8
3-3 利用調整の期間	8
3-4 その他	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	9
4-1 指標等の設定	9
4-2 モニタリングの方法	9
4-3 モニタリングデータの評価	10
4-4 報告及び公表の方法	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項	11
5-1 認定基準	11
5-2 立入認定事務の実施方法	13
5-3 注意事項（利用ガイドライン）	13
5-4 利用者の指導	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項	14
6-1 自然ふれあいプログラムの作成等	14
6-2 ガイド付き立入の推奨、ガイド人材の育成	14
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項	14
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項	14
9. 今後の課題	15

1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する非火山性隆起準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成され、トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミープナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂などが顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても東大台と同様に森林生態系の衰退の傾向がみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原に残された貴重な森林は、豊かな自然体験の場を提供するものである。利用マナーの低下がみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部に位置する西大台には、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミープナ群落が広く分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峯山脈において他にはなく西大台のウラジロモミープナ群落は貴重な森林である。

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇岩、千石岩などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科 860種が記録確認されている。

② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際に模式産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にしか産しないものとして、オオダイリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどがあげられる。また、大台ヶ原が模式産地となっており、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間およそ25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇岨などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに

旅行会社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下のとおり、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

② 大台ヶ原自然再生推進計画(平成17年1月)

大台ヶ原では昭和61年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会(平成12年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称)、平成13年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成14年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ2年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の3つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成17年1月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施(パーク&シャトルバスライド)」、②「より良好な森林地域の保全の強化(利用調整地区の設定)」、③総合的な利用メニューの充実(登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実)が提言されている設定された。

その後大台ヶ原自然再生推進計画は、平成21年3月に前計画の実施状況等に係る評価を踏まえて第2期計画としてまとめられ、当面5年程度で実施する取組として、①「適正利用に係る交通量の調整(マイカー規制等の実施)」、②「より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供(利用調整地区の運用)」、③「総合的な利用メニューの充実(特に利用の質の改善のための条件整備(詳細メニューは前計画と同))」が設定された。

本利用適正化計画は、大台ヶ原自然再生推進計画のうち、3.新しい利用のあり方推進計画(3)計画内容2)基本方針②「より良好な森林地域の保全の強化(利用調整地区の設定)」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成されたが、前記のとおり第2期大台ヶ原自然再生推進計画がまとめられたことから、一部変更を行ったものである。

1-4 保護及び利用の問題点、課題

(1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

(2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原始的な雰囲気を体験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層

植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行会社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を**指定し、適正に運用し**、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気や五感を味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を熟知し、解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、^{とうはん}登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」**(平成17年1月)**に基づき、保護・再生の取組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、年度ごとに定める。

3-4 その他

○利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、デジタルセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、**自然公園法施行令第13条に規定する**認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画~~（平成17年1月）~~に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成17年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・踏み込みに強い植物種の分布
- ・指標生物種の生息状況
- ・裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・利用人数、利用者層等（カウンターデータの分析、立入認定者データの分析）
- ・利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで（土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化計画検討協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。（年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、利用集中期の具体的な月日については、年度ごとに定める。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項としては自然公園法施行規則第13条の4項第3号において以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項としては自然公園法施行規則第13条の4項第4号において定められており、以下の件を定めるとおりとする。なお、必要に応じ追加等を行う。

なおまた、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 十人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。
- ・ 代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、事前レクチャー受講時に提出すること。

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

自然公園法第17条第1項の規程に基づき別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあたっての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原地区パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を年度ごとに定める。

西大台地区利用適正化計画検討協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画~~（平成17年1月）~~に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

9. 今後の課題

○今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

(2) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

(3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

(4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

(5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

平成 22 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

1 利用調整を行う期間

平成 22 年 4 月 22 日（木）から 11 月 30 日（火）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

○ 利用集中期の土日祝日 : 100人

○ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

○ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体（2 人以上を団体とする）の利用申込みは、最大 10 人まで。

3 利用集中期（別添カレンダー参照）

過去の^{大台ヶ原}の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

○ 春期：平成 22 年 4 月 24 日（土）から 5 月 31 日（月）まで

○ 夏期：平成 22 年 8 月 7 日（土）から 8 月 15 日（日）まで

○ 秋期：平成 22 年 9 月 23 日（木）から 11 月 3 日（水）まで

4 指定認定機関の廃止および窓口業務の引き継ぎ

平成 22 年 1 月 6 日付け環境大臣告示により、西大台利用調整地区における新たな指定認定機関として、上北山村商工会を指定。上北山村商工会による立入認定事務（窓口業務）は平成 22 年 1 月 21 日（木）から開始。

5 認定手続き（従来との変更点。詳細は参考資料 5 参照）

○申請から認定までの期間短縮：

申請書郵送による申請の場合、窓口への提出期限を「10 日前必着」から「5 日前必着」に短縮。窓口への直接申請の場合、可能な限り前日まで受け付ける。

○立入認定日の変更：

大台ヶ原ドライブウェイの通行止めにより、立入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合、同一年度内において一回に限り認定された立入日の変更が可能。

○立入認定申請に係るインターネットの活用：

インターネット上で事前予約が可能となる事前予約受付システムを現在構築中。来年度早期の運用開始を目指す。

○代表者に対する認定を開始

複数人の団体で利用調整地区に立入る場合、代表者が認定を受け、その他の者（同行者）は代表者の監督の下で立ち入るという考え方。

※代表者認定制度の開始に伴い、認定手数料の上限変更や代表者の要件の設定等、従来の規定の変更や新たな規定を追加。

6 事前レクチャー

実施期間：平成22年4月22日（木）から11月30日（火）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

実施者：環境省（主にふれあいコーディネーターが実施）

時間割：以下の時間割を予定。

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

7 巡視

実施期間：平成22年4月22日（木）から11月30日（火）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレングャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

8 モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続調査（モニタリング調査）を実施。調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行う。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

9 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、引き続き報道機関への情報提供・取材協力、ホームページの運用や広報資料の配布、展示会への参加等による幅広い普及啓発を実施する。

普及啓発の実施に当たっては、東大台地区が利用調整の対象外であることや、立入認定に係る申請窓口の変更、代表者に対する認定の開始等、西大台利用調整地区における制度の変更等について、誤解を与えないよう十分に配慮する。

10 自然ふれあいプログラムの提供等

西大台利用者の安全確保と自然観察等に関するインタープリテーションの能力を有するガイドを育成し、西大台における質の高い利用の推進に寄与することを目的として、「西大台自然観察ガイドのためのテキスト」作成に着手する。

11 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会において報告を行うとともに、ホームページにより公表する。

平成22年度 利用集中期の設定(案)

4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

 利用集中期

※ 利用調整期間 4/22～11/30 (冬季通行止めの期日により変更あり)
 利用集中期 4/24～5/31、8/7～8/15、9/23～11/3 計 89 日

大台ヶ原の利用動向

大台ヶ原山上駐車場における正午時点の車両駐車台数（ビジターセンター調べ）をもとに、ドライブウェイ開通期間の推計利用者数（以下、「利用者数」とする）を算出した¹。なお、平成 21 年度の調査期間は、4 月 21 日～11 月 30 日である。

1. 車両駐車台数の推移

平成 21 年度の正午時点における駐車台数の合計は、観光バス 315 台、乗用車 15,949 台、二輪車 1,929 台であった。前年度に比べて乗用車と二輪車は増加したが、観光バスは減少した。

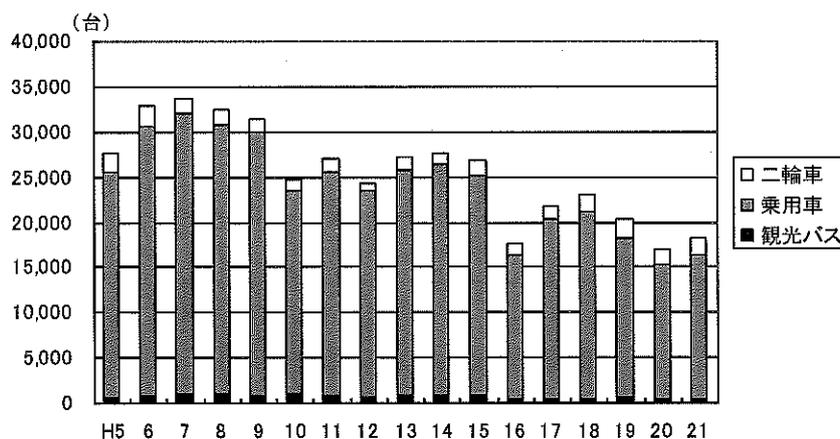


図 1 車両種類別にみた正午における駐車台数の推移

2. 推計利用者数の推移

平成 21 年度の大台ヶ原の年間利用者数は、154,310 人であった。

なお、平成 20 年度の利用者数は 14,7167 人、平成 19 年度は 183,719 人であった。

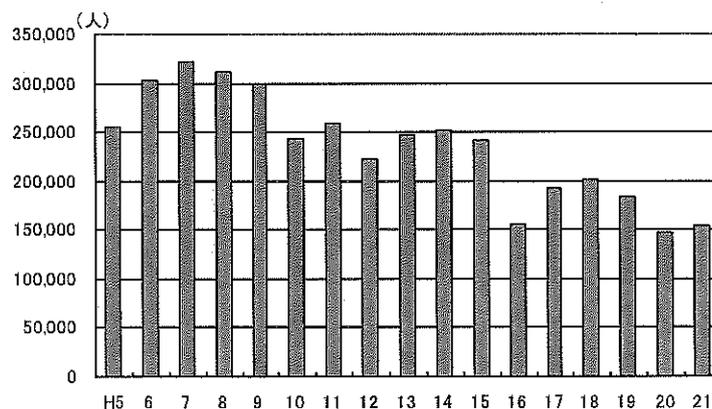


図 2 大台ヶ原の利用者数の推移

¹ 推計利用者数は、正午時点の駐車台数を基に、以下の式で算出した。

$$\text{推計利用者数} = \text{観光バス台数} \times 25 \text{ 人} + \text{自動車台数} \times 3 \text{ 人} \times 3 \text{ 回転} + \text{二輪車台数} \times 1.5 \text{ 人}$$

3. 月別利用者数

過去5年間について、月別利用者数の推移をみると、平成19年度を除いて、10月が最も利用者数が多く、次いで5月、8月、11月の利用者が多くなっている。平成21年度については、10月の利用者数が最も多く（計46,575人：全体の30.2%）、次いで9月（計24,812人：16.1%）、5月（計24,717人：16.0%）、8月（計19,184人：12.4%）の順となっている。

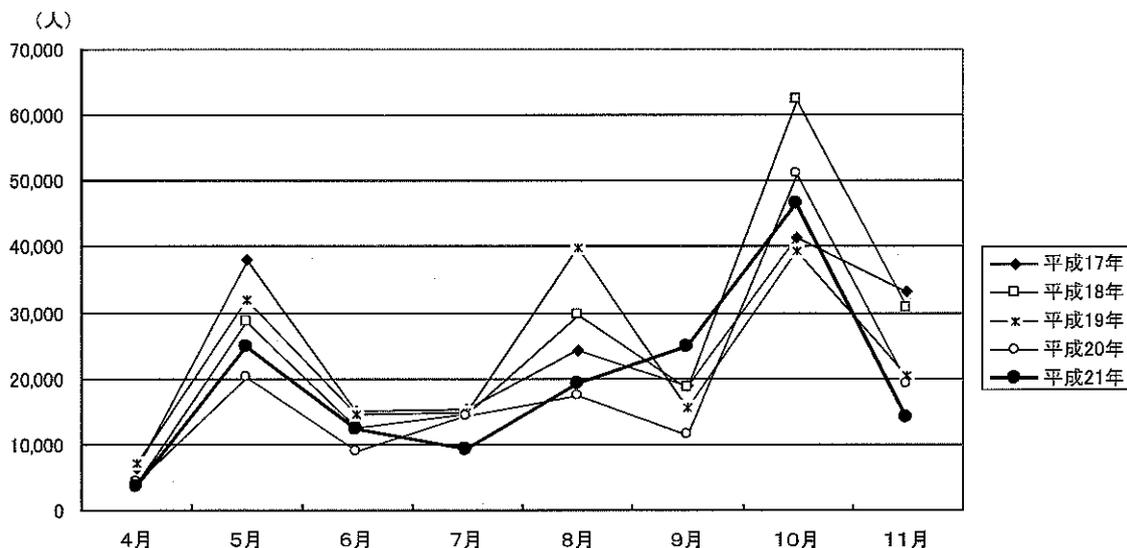


図3 月別利用者数の推移

4. 曜日別利用者数

平成21年度の、平日と休日（土日祝日）の利用者数の割合は、平日が40.6%、休日が59.4%であった。

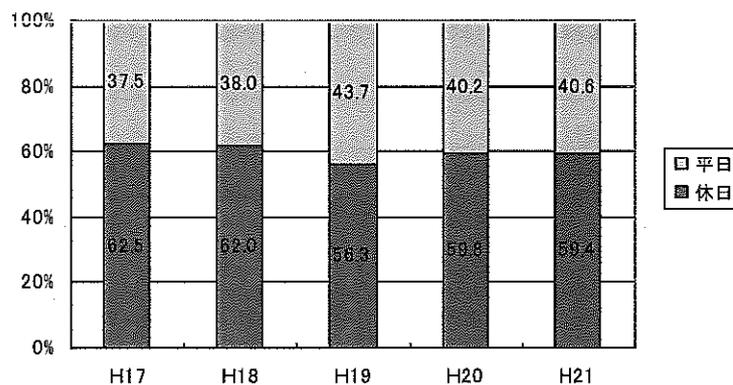


図4 曜日別利用者数割合の推移

5. 日別利用者数

日別の利用者数は下図の通りである。最も利用者数が多かったのは、9月21日（月・祝日）の5,129人（全体の3.3%）であった。

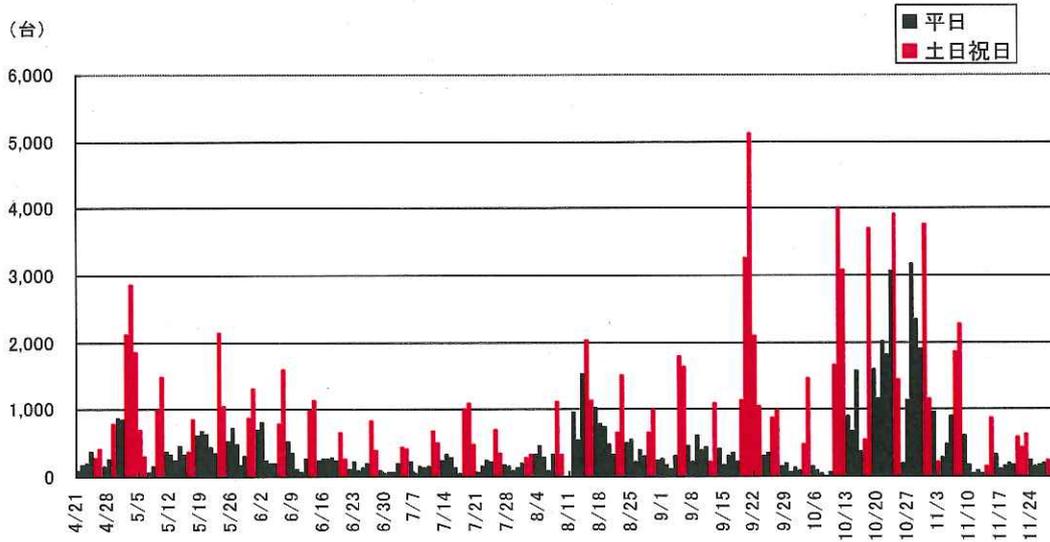


図5 平成21年度日別利用者数

平成 21 年度西大台利用調整地区の利用実態等

1. 西大台利用調整地区の立入認定者数等

(1) 認定者数等

平成 21 年 4 月 21 日から 11 月 30 日までの認定者数についてまとめた。

最も認定者数が多かったのは 5 月 24 日(日)の 50 人であった(平成 20 年度:10 月 26 日(日)、46 人)。認定者数が 0 の日は 224 日間で 59 日間あり、その割合は 26.3%であった(平成 20 年度:222 日間で 68 日間、30.6%)。また、平成 21 年度は、認定者数が上限に達した日は無かった。なお、各日の認定者数については、表 5 にまとめた。

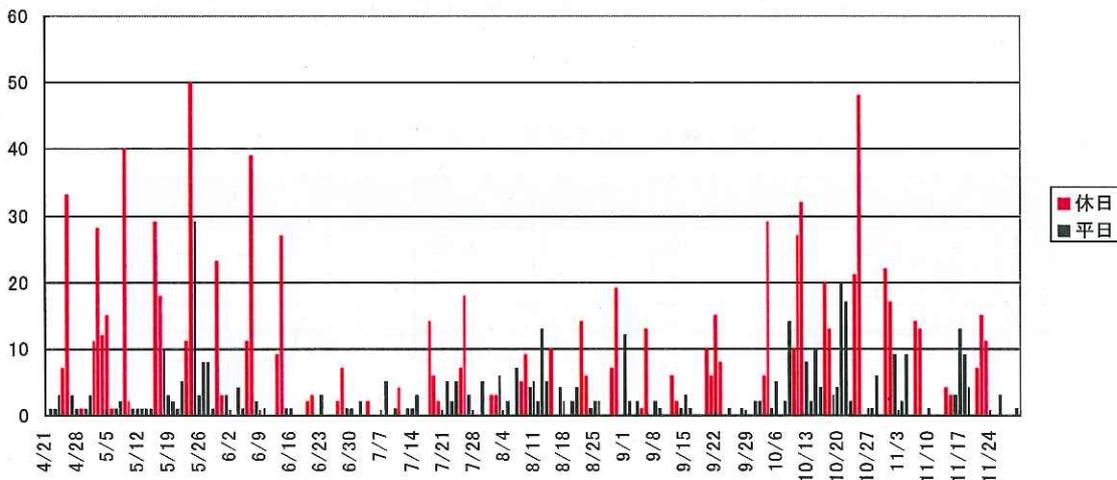


図 1 日別認定者数

期間中の延べ認定者数は、1,273 人であり、立入キャンセル者を除く推定立入人数は計 1,123 人であった。また、延べ上限人数に対する認定者数の比率は 11.5%であり、平成 20 年度における比率 11.9%と同程度であった。

認定者数が最も多かった月は、10 月の 332 人、次いで 5 月の 324 人であった。

認定者数が最も少なかったのは、4 月を除くと、7 月の 86 人、次いで 9 月の 87 人であった。

表 1 月別認定者数等

月	認定者数①		キャンセル数②		推定立入人数 (①-②)		延べ上限人数③		上限に対する比率(%) (①÷③×100)	
4月	(55)	51	(4)	8	(51)	43	(490)	570	(11.2)	8.9
5月	(222)	324	(34)	26	(188)	298	(2,100)	2,200	(10.6)	14.7
6月	(174)	118	(8)	11	(166)	107	(1,130)	1,060	(15.4)	11.1
7月	(88)	86	(4)	12	(84)	74	(1,110)	1,110	(7.9)	7.7
8月	(127)	137	(6)	30	(121)	107	(1,430)	1,430	(8.9)	9.6
9月	(85)	87	(15)	3	(70)	84	(1,240)	1,280	(6.9)	6.8
10月	(304)	332	(36)	46	(268)	286	(2,000)	2,050	(15.2)	16.2
11月	(233)	138	(25)	14	(208)	124	(1,290)	1,400	(18.1)	9.9
合計	(1,288)	1,273	(132)	150	(1,156)	1,123	(10,790)	11,100	(11.9)	11.5

※ 1 : ()内は、平成 20 年度の認定者数等の値。

※ 2 : 平成 21 年度の 4 月は 4/21~4/30 の 10 日間。平成 20 年度の 4 月は 4/23~4/30 の 8 日間。

上限人数別の認定者数を下表に示した。延べ上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期の土日祝日では16.1%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では11.7%、それら以外の平日では5.2%であった。

表2 上限人数別の認定者数（平成21年度）

	一日あたりの上限人数	平成21年度の日数	延べ上限人数①	認定者数②	上限に対する比率 (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	36	3,600	580	16.1
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	93	4,650	546	11.7
上記以外の平日	30	95	2,850	147	5.2
合計	—	224	11,100	1,273	11.5

※平成21年度の利用集中期は、4/25～5/31、8/8～8/16、9/26～11/8 計90日

表3 上限人数別の認定者数（平成20年度）

	一日あたりの上限人数	平成20年度の日数	延べ上限人数①	認定者数②	上限に対する比率 (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	33	3,300	511	15.5
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	91	4,550	473	10.4
上記以外の平日	30	98	2,940	304	10.3
合計	—	222	10,790	1,288	11.9

※平成20年度の利用集中期は、4/26～6/1、8/9～8/17、9/27～11/3 計84日

(2) 事前レクチャーの実施状況

平成21年度の立入認定者に対する事前レクチャーの実施状況について下表にまとめた。認定者1,273人の内、複数回認定により受講を免除された人が103人、立入をキャンセルした人が150人おり、レクチャー受講者は1,020人であった。

認定者に対する過去の受講による免除者、キャンセルした人、受講者の比率は、それぞれ、8.1%、11.8%、80.1%である。

表4 レクチャー受講者数等

	レクチャー 受講者数	受講免除者 数	キャンセル 数
4月	35	8	8
5月	269	29	26
6月	100	7	11
7月	71	3	12
8月	103	4	30
9月	76	8	3
10月	250	36	46
11月	116	8	14
合計	1,020	103	150

表5 日別認定者数等一覧

4月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	0	0	0	0	30
22	水	1	1	0	0	30
23	木	1	0	1	0	30
24	金	3	2	1	0	30
25	土	7	1	1	5	100
26	日	33	29	1	3	100
27	月	3	2	1	0	50
28	火	1	0	1	0	50
29	水	1	0	1	0	100
30	木	1	0	1	0	50
計		51	35	8	8	570

5月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	金	3	2	1	0	50
2	土	11	6	2	3	100
3	日	26	26	1	1	100
4	月	12	11	1	0	100
5	火	15	15	0	0	100
6	水	1	0	1	0	100
7	木	1	0	1	0	50
8	金	2	1	1	0	50
9	土	40	38	1	1	100
10	日	2	0	2	0	100
11	月	1	0	1	0	50
12	火	1	0	1	0	50
13	水	1	0	1	0	50
14	木	1	0	1	0	50
15	金	1	0	1	0	50
16	土	29	27	1	1	100
17	日	18	10	1	7	100
18	月	10	9	1	0	50
19	火	3	2	1	0	50
20	水	2	1	1	0	50
21	木	1	0	1	0	50
22	金	5	5	0	0	50
23	土	11	10	0	1	100
24	日	50	40	1	9	100
25	月	29	26	1	2	50
26	火	3	3	0	0	50
27	水	8	6	2	0	50
28	木	8	7	0	1	50
29	金	1	0	1	0	50
30	土	23	22	1	0	100
31	日	3	2	1	0	100
計		324	269	29	26	2200

6月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	月	3	2	1	0	30
2	火	0	0	0	0	30
3	水	0	0	0	0	30
4	木	4	0	0	4	30
5	金	1	1	0	0	30
6	土	11	10	1	0	50
7	日	39	33	1	5	50
8	月	2	2	0	0	30
9	火	0	0	0	0	30
10	水	1	1	0	0	30
11	木	0	0	0	0	30
12	金	0	0	0	0	30
13	土	9	8	0	1	50
14	日	27	26	0	1	50
15	月	1	1	0	0	30
16	火	1	0	1	0	30
17	水	0	0	0	0	30
18	木	0	0	0	0	30
19	金	0	0	0	0	30
20	土	2	2	0	0	50
21	日	3	3	0	0	50
22	月	0	0	0	0	30
23	火	3	2	1	0	30
24	水	0	0	0	0	30
25	木	0	0	0	0	30
26	金	0	0	0	0	30
27	土	2	2	0	0	50
28	日	7	7	0	0	50
29	月	1	0	1	0	30
30	火	1	0	1	0	30
計		118	100	7	11	1080

7月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	水	0	0	0	0	30
2	木	2	2	0	0	30
3	金	0	0	0	0	30
4	土	2	2	0	0	50
5	日	0	0	0	0	50
6	月	0	0	0	0	30
7	火	0	0	0	0	30
8	水	5	4	0	1	30
9	木	0	0	0	0	30
10	金	1	1	0	0	30
11	土	4	4	0	0	50
12	日	0	0	0	0	50
13	月	1	0	1	0	30
14	火	1	0	1	0	30
15	水	3	3	0	0	30
16	木	0	0	0	0	30
17	金	0	0	0	0	30
18	土	14	13	0	1	50
19	日	6	6	0	0	50
20	月	2	0	0	2	50
21	火	0	0	0	0	30
22	水	5	4	0	1	30
23	木	2	0	0	2	30
24	金	5	5	0	0	30
25	土	7	7	0	0	50
26	日	18	14	0	4	50
27	月	3	2	1	0	30
28	火	0	0	0	0	30
29	水	0	0	0	0	30
30	木	5	4	0	1	30
31	金	0	0	0	0	30
計		86	71	3	12	1110

8月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	土	3	3	0	0	50
2	日	3	2	0	1	50
3	月	6	4	1	1	30
4	火	0	0	0	0	30
5	水	2	2	0	0	30
6	木	0	0	0	0	30
7	金	7	7	0	0	30
8	土	5	5	0	0	100
9	日	9	9	0	0	100
10	月	4	0	1	3	50
11	火	5	0	0	5	50
12	水	2	0	0	2	50
13	木	13	4	0	9	50
14	金	5	4	0	1	50
15	土	10	10	0	0	100
16	日	0	0	0	0	100
17	月	4	4	0	0	30
18	火	2	2	0	0	30
19	水	0	0	0	0	30
20	木	2	2	0	0	30
21	金	4	4	0	0	30
22	土	14	14	0	0	50
23	日	6	5	1	0	50
24	月	1	0	1	0	30
25	火	2	2	0	0	30
26	水	2	2	0	0	30
27	木	0	0	0	0	30
28	金	0	0	0	0	30
29	土	7	6	0	1	50
30	日	19	12	0	7	50
31	月	0	0	0	0	30
計		137	103	4	30	1430

9月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	火	12	9	1	2	30
2	水	2	1	1	0	30
3	木	0	0	0	0	30
4	金	2	2	0	0	30
5	土	1	1	0	0	50
6	日	13	13	0	0	50
7	月	0	0	0	0	30
8	火	2	0	2	0	30
9	水	1	0	1	0	30
10	木	0	0	0	0	30
11	金	0	0	0	0	30
12	土	6	6	0	0	50
13	日	2	2	0	0	50
14	月	1	0	0	1	30
15	火	3	2	1	0	30
16	水	1	0	1	0	30
17	木	0	0	0	0	30
18	金	0	0	0	0	30
19	土	0	0	0	0	50
20	日	10	10	0	0	50
21	月	5	6	0	0	50
22	火	15	15	0	0	50
23	水	8	8	0	0	50
24	木	0	0	0	0	30
25	金	1	1	0	0	30
26	土	0	0	0	0	100
27	日	0	0	0	0	100
28	月	1	0	1	0	50
29	火	0	0	0	0	50
30	水	0	0	0	0	50
計		87	76	8	3	1280

10月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	木	2	0	1	1	50
2	金	2	0	1	1	50
3	土	6	2	0	4	100
4	日	29	27	0	2	100
5	月	1	0	1	0	50
6	火	5	2	1	2	50
7	水	0	0	0	0	50
8	木	2	0	0	2	50
9	金	14	0	0	14	50
10	土	10	10	0	0	100
11	日	27	21	2	4	100
12	月	32	29	2	1	100
13	火	8	7	0	1	50
14	水	2	1	0	1	50
15	木	10	9	0	1	50
16	金	4	2	0	2	50
17	土	20	15	1	4	100
18	日	13	13	0	0	100
19	月	3	2	1	0	50
20	火	4	4	0	0	50
21	水	20	14	5	1	50
22	木	17	13	3	1	50
23	金	2	0	2	0	50
24	土	21	19	2	0	100
25	日	48	40	7	1	100
26	月	0	0	0	0	50
27	火	1	0	1	0	50
28	水	1	0	1	0	50
29	木	6	0	5	1	50
30	金	0	0	0	0	50
31	土	22	20	0	2	100
計		332	250	36	46	2050

11月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	日	17	16	0	1	100
2	月	9	8	1	0	50
3	火	0	0	0	0	100
4	水	2	2	0	0	50
5	木	9	8	0	1	50
6	金	0	0	0	0	50
7	土	14	12	0	2	100
8	日	13	12	0	1	100
9	月	0	0	0	0	30
10	火	1	0	1	0	30
11	水	0	0	0	0	30
12	木	0	0	0	0	30

2. 西大台利用調整地区の立入に係る認定関係事務の実施状況

(1) 予約日から立入日までの日数（何日前から予約しているか）

平均日数は41.2日間であった。最も多かったのが、「2週間から1ヶ月」で46.0%、次いで、「2ヶ月以上」の25.1%、「1～2ヶ月」の18.9%の順であった。

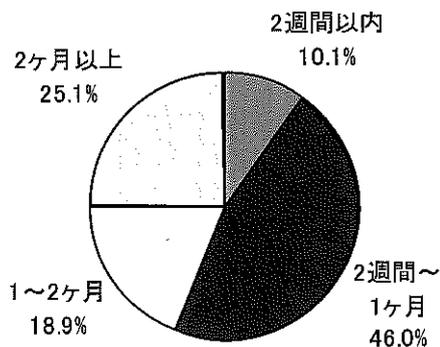


図2 予約日から立入日までの日数

(2) 申請書受付日から立入日までの日数（何日前に申請しているか）

平均日数は33.4日間であった。最も多かったのが、「2週間～1ヶ月」で38.5%、次いで、「1～2週間」の27.3%が多かった。

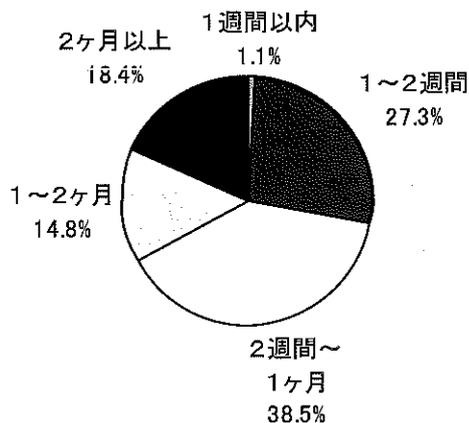


図3 申請書受付日から立入日までの日数

(3) 申請書受付日から認定までの日数（申請後何日で認定されているか）

平均日数は2.8日間であった。最も多いのが「翌日」の34.1%、次いで「4日～1週間」の30.6%、「2日後」の16.0%の順であった。ほぼ100%の申請者が申請から7日後までに認定を受けていた（※認定証が発行された日であり、申請者が認定証を受け取った日ではない）。

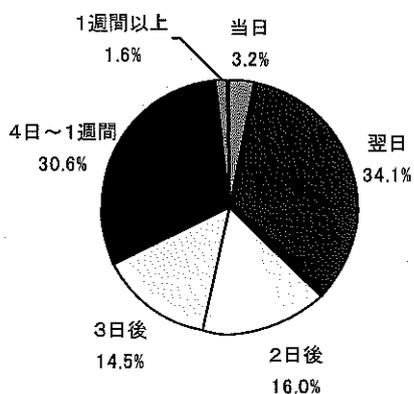


図4 申請書受付日から認定までの日数

(4) 認定から立入日までの日数（立入の何日前までに認定されているか）

平均日数は30.6日間であった。最も多いのが、「2週間～1ヶ月」で33.3%、次いで「1～2週間」の29.8%となっており、約95%の申請者が、立入の1週間前までに認定を受けていた。

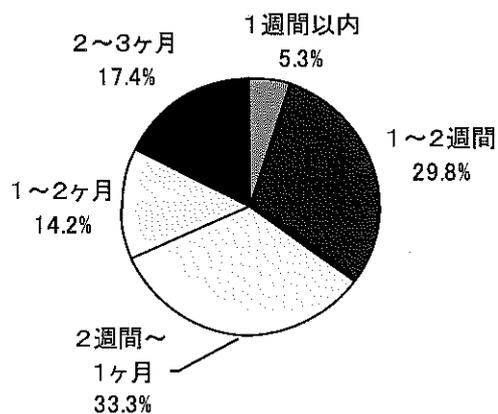


図5 認定から立入日までの日数

3. 巡視及び違反者等への指導状況

(1) 巡視の実施状況

平成21年度は、利用調整期間の4月21日から11月30日まで、毎日巡視を実施した。期間中の立入認定者数、推定立入人数、及び巡視中の認定者の確認状況は下表の通りである。巡視中に認定者を確認した割合は78.0%であった（平成20年度：74.6%）。

表6 立入認定者数と巡視の実施状況（平成21年度）

月	認定者数			認定者の確認状況	
	認定者数(①)	キャンセル者数(②)	推定立入り者数(①-②)	確認人数	確認割合(%)
4月	(55) 51	(4) 8	(51) 43	(31) 25	(60.8) 58.1
5月	(222) 324	(34) 26	(188) 298	(123) 252	(65.4) 84.6
6月	(174) 118	(8) 11	(166) 107	(121) 93	(72.9) 86.9
7月	(88) 86	(4) 12	(84) 74	(64) 62	(76.2) 83.8
8月	(127) 137	(6) 30	(121) 107	(88) 95	(72.7) 88.8
9月	(85) 87	(15) 3	(70) 84	(61) 27	(87.1) 44.0
10月	(304) 332	(36) 46	(268) 286	(218) 216	(81.3) 75.5
11月	(233) 138	(25) 14	(208) 124	(156) 96	(75.0) 77.4
合計	(1,288) 1,273	(132) 150	(1,156) 1,123	(862) 876	(74.6) 78.0

※（ ）内は平成20年度の値

(2) 違反者等への指導の状況

利用調整地区における無認定の立入り者への注意・指導の件数は、合計6件、延べ10人であった（平成20年度：合計19件、延べ32人）。これらの違反者の内、2件5人は、アマゴの捕獲、キノコの採取を行っていた。違反者に対しては、制度説明や注意の上、利用調整地区からの退去を求めており、いずれの場合も違反者は指導に従って退去している。

利用調整地区に入ろうとしている人に入口で注意するなどして、違反の未然防止を行った件数は、合計22件、延べ46人であった（平成20年度：合計62件、延べ110人）。

また、ドライブウェイにおいて、運転者不在の路上駐車車両を確認した件数が合計63件あった（平成20年度：合計111件）。

表7 違反者等への指導の状況（平成21年度）

月	区域内における無認定立入り者への指導		入口等での無認定立入りの防止		ドライブウェイにおける駐車車両の確認件数
	件数	人数	件数	人数	
4月	(0) 3	(0) 3	(1) 0	(1) 0	(8) 3
5月	(6) 1	(7) 1	(10) 4	(16) 6	(29) 8
6月	(7) 0	(12) 0	(8) 0	(16) 0	(14) 10
7月	(0) 0	(0) 0	(9) 3	(16) 6	(14) 8
8月	(1) 0	(7) 0	(6) 2	(14) 3	(7) 13
9月	(0) 1	(0) 4	(1) 1	(2) 2	(24) 10
10月	(2) 1	(3) 2	(17) 9	(27) 22	(6) 7
11月	(3) 0	(3) 0	(10) 3	(18) 7	(9) 4
合計	(19) 6	(32) 10	(62) 22	(110) 46	(111) 63

※1：（ ）内は平成20年度の値

※2：ドライブウェイ上に駐車している運転者不在の車両については、無認定で西大台利用調整地区に入山している可能性があることから、巡視において、駐車車両の確認を行った。

表8 違反者等に対する指導一覧

日付	曜日	注意の内容等	住所氏名の確認
4/24	金	吊橋付近で違反者1名を確認。利用調整については知っていたとのことだったので、罰則規定等について説明し、ビジターセンターに行くように指導した。	○
		逆峠付近で小処温泉より登ってきた違反者1名を確認。規制はドライブウェイへの乗用車の乗り入れに関するもので、歩いてなら入山できると思っていたとのこと。利用調整について説明し、手続き機関を教えて、下山してもらう。	
4/26	日	上北山村のイベントで入山していた駐在署員、県職員、環境省職員らが、吊橋下流30m付近の利用調整地区内でアマゴ釣りをしていた違反者1名を確認。吉野署に連行した。	○
5/22	金	ドライブウェイ3.7km付近にて、地区内に入り写真撮影をしていた違反者1名を確認。注意、指導を行った。	
9/19	土	経ヶ峰にて違反者4名を確認。キノコの採取及びワサビ谷付近でアマゴの捕獲を行っていた。ビジターセンターに行くように指導し、ビジターセンター職員から注意、説明を行った。	○
10/18	日	ナゴヤ谷付近にて違反者2名を確認。利用調整について知らなかったとのことなので、制度について説明し、ビジターセンターに行くように指導した。	○

利用者意識等に関するアンケート調査結果

1. 事前レクチャーに関するアンケート調査

1-1. 調査方法等

事前レクチャー後に受講者に対してアンケート調査票を配布し、主としてその場で回収した(郵送による回収は1票のみ)。アンケート回収数は1,019であった。

1-2. 調査結果

(1) 事前レクチャー受講者の属性

1) 受講者の性別

受講者の性別は男性が53.1%と多少女性を上回っており、過去2年間と大きな変化はない。

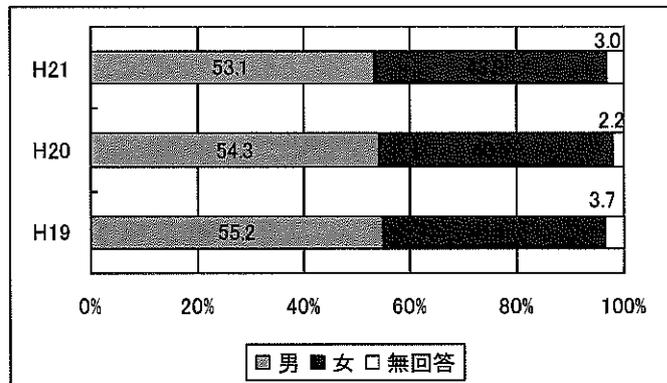


図1 受講者の性別

2) 受講者の年齢

受講者の年齢は過去2年に比べて30代から40代の割合が増加し、50代から60代の割合が減少した。

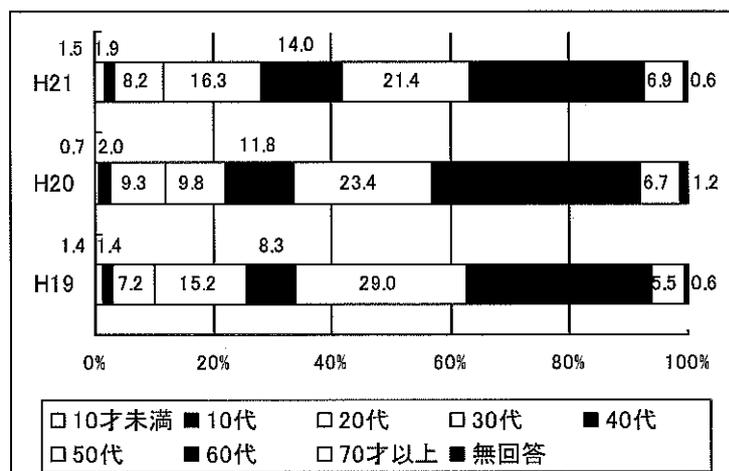


図2 受講者の年齢

3) 受講者の居住地

受講者の居住地は前年同様に大阪府が30.3%と最も多かった。また、上位4府県(大阪府、奈良県、兵庫県、京都府)の全体に占める割合もおおよそ7割と変化なかった。

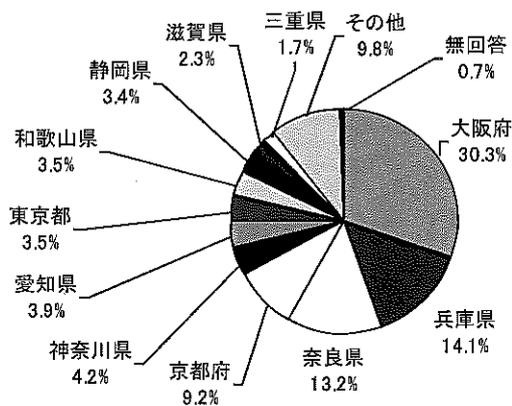


図3 受講者の居住地

(2) 来訪目的

来訪目的は「登山・散策」が73.0%と最も多く、次いで「自然とのふれあい」が12.4%、「写真撮影」が4.6%、「生物の観察」が3.6%で、過去2年間で大きな差はなかった。

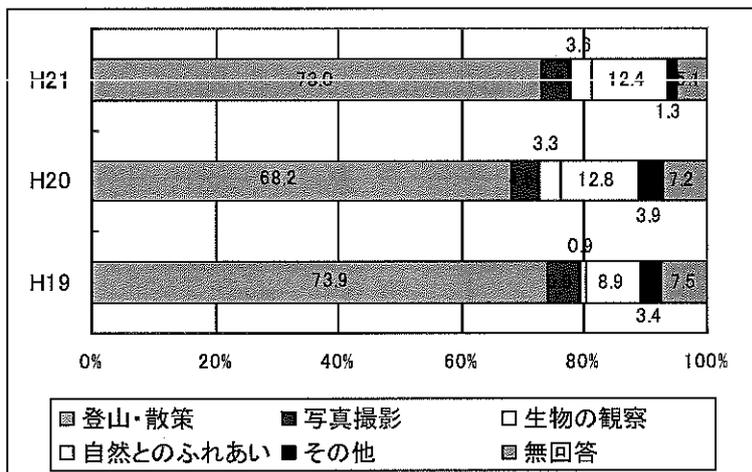


図4 来訪目的

(3) 交通手段

交通手段は「自家用車」が65.9%と最も多かったが、「路線バス」が15.3%、「観光（貸切）バス」が15.6%と、過去2年に比べて増加した。

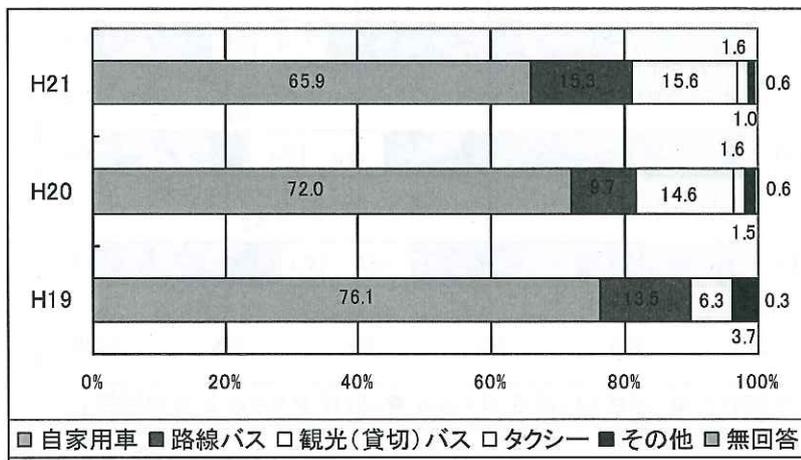


図5 交通手段

(4) 来訪回数

1) 西大台地区への来訪回数

西大台地区への来訪は今回が初めてである人の割合は81.2%で、2年続けて増加している。

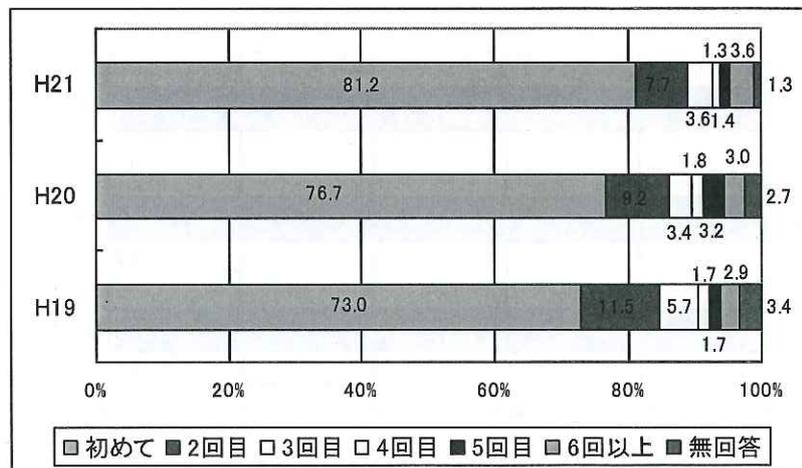


図6 西大台地区への来訪回数

2) 大台ヶ原への来訪回数

大台ヶ原への来訪回数についても、「初めて」の割合が44.8%と増加傾向にある。

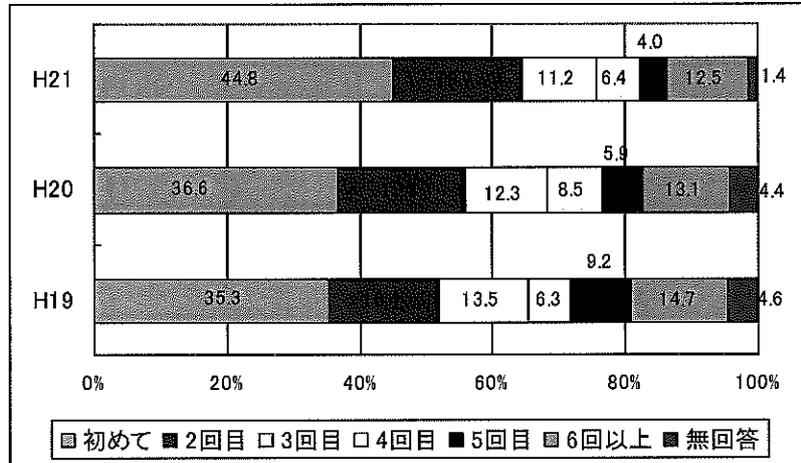


図7 大台ヶ原への来訪回数

(5) 事前レクチャーについて

1) 事前レクチャーの時間の長さ

事前レクチャーの長さについては96.2%が「ちょうどよい」と回答しており、適切な長さであることが示された。

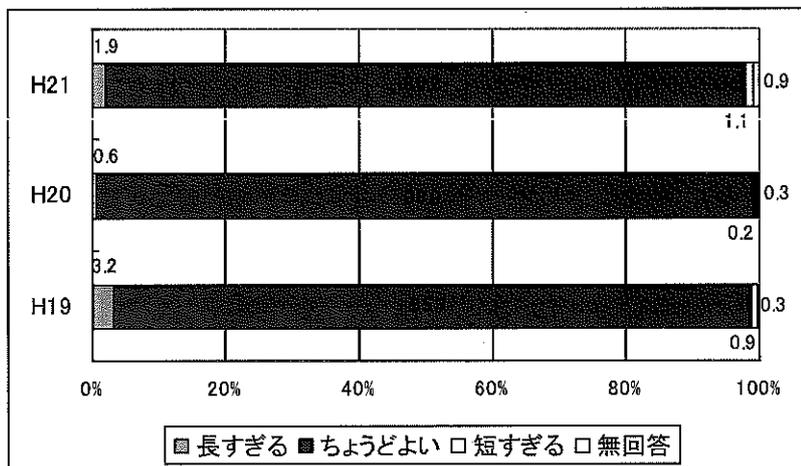


図8 レクチャーの長さに対する評価

2) 事前レクチャーの内容

事前レクチャーの内容については「満足」が65.0%と最も多いが、「普通」も33.4%あり、レクチャー内容の充実により、受講者の満足度をより高めることが可能であることが示唆された。

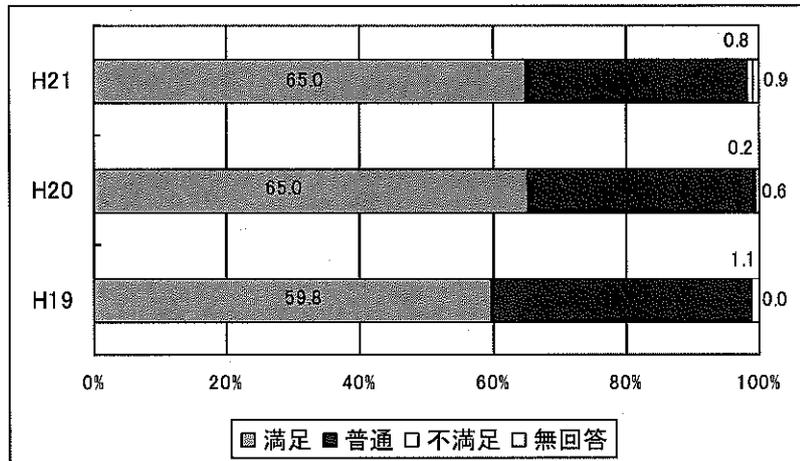


図9 レクチャー内容に対する評価

3) 冊子の内容

配布冊子の内容については、「満足」が63.1%と最も多いが、「普通」も34.6%あり、改良の余地があることが示唆された。

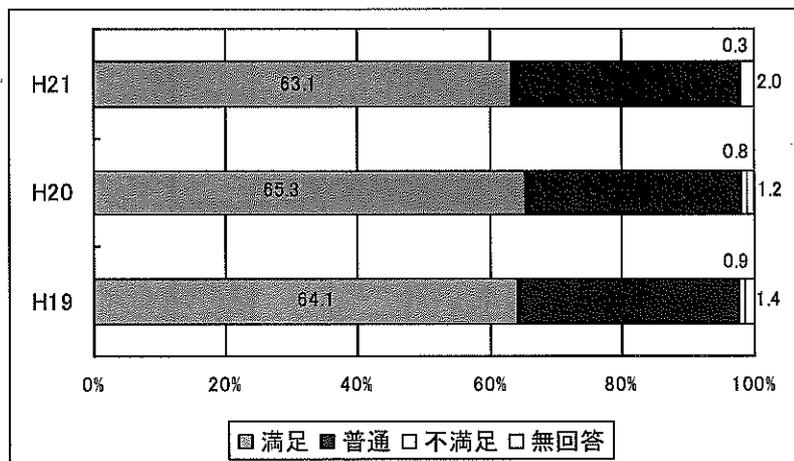


図10 冊子に対する評価

4) レクチャーに関する意見

事前レクチャーの内容や時間割について以下のように計21件の意見があった。

<レクチャーの内容に関する意見> (9件)

- ・動植物など見所について教えてほしい (2件)。
- ・コースについての詳しい説明やより詳細な地図がほしい (2件)。
- ・地質や地勢に関する話もしてほしい。

- ・目印や道標について、どのようなものかをレクチャー画面で見せてほしい。
- ・もう少し詳しい説明がほしい。
- ・山でのマナーについて子供向けの説明も行ってほしい。
- ・手話通訳があればよかった。

＜レクチャーの時間割に関する意見＞（12件）

- ・もっと早い時間からレクチャーを始めてほしい（7件）。
- ・30分おきにレクチャーを実施してほしい（2件）。
- ・受講者が多い時間帯のレクチャー実施回数を増やしてほしい（1件）。
- ・一日に何度もレクチャーが実施されていて便利だった（2件）。

（6）西大台利用調整地区の認知手段

西大台利用調整地区の認知手段としては、過去2年間と同様に「人に聞いた」が最も多くなっている。また、平成21年度は「登山などの専門雑誌」や「環境省のホームページ」の割合が過去2年に比べて高くなっている。

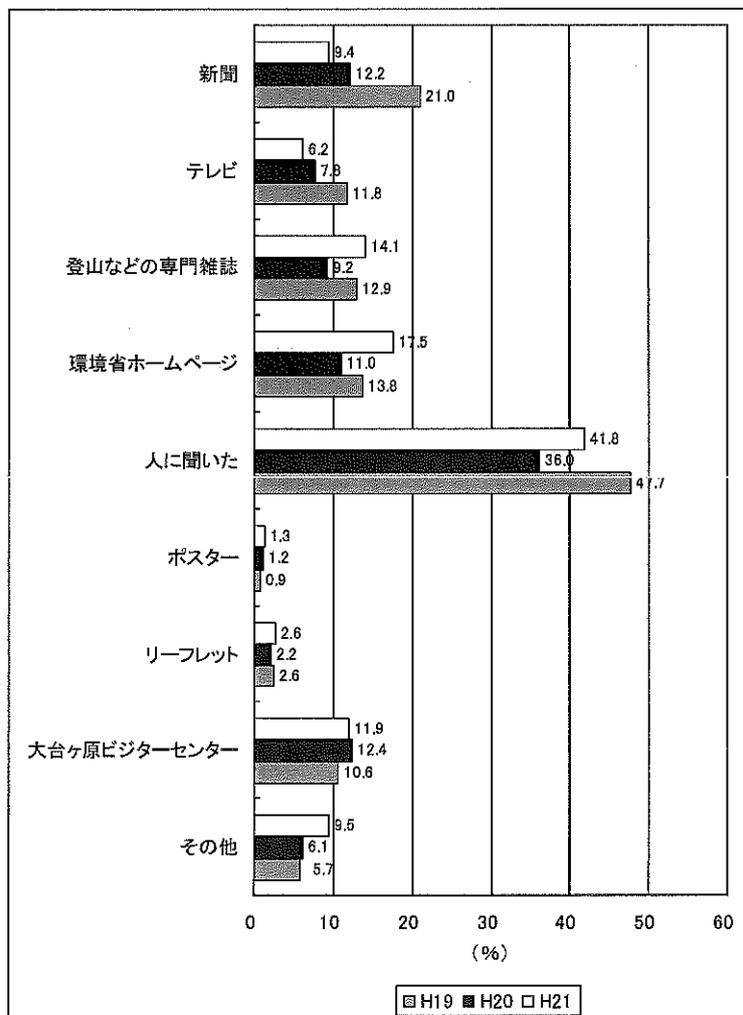


図11 西大台利用調整地区の認知手段

2. 西大台の利用に関するアンケート調査

2-1. 調査方法等

事前レクチャー後に受講者に対してアンケート調査票を配布し、主として郵送により回収した。アンケート回収数は145であった。

2-2. 調査結果

(1) 入下山時刻

入山時刻は8時台にピークが見られ、過去2年に比べて入山時刻が早まる傾向が見られた。下山時刻については、15時台にピークはあるものの、12時台以上から多くの下山者があり、下山時刻にも早まる傾向が見られた。

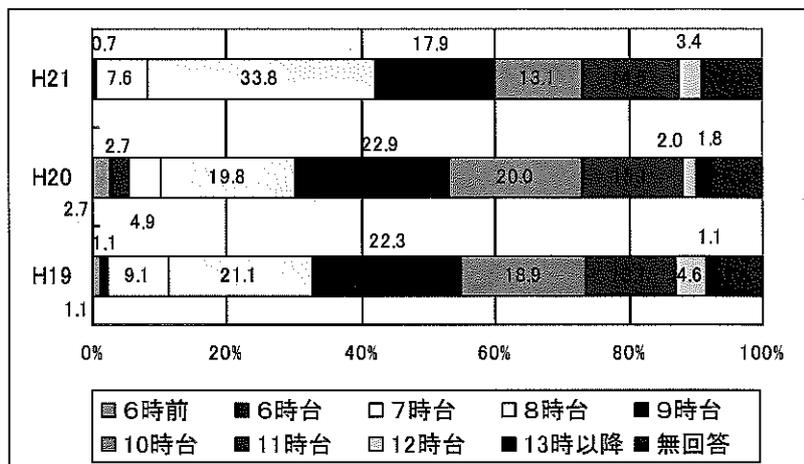


図12 入山時刻

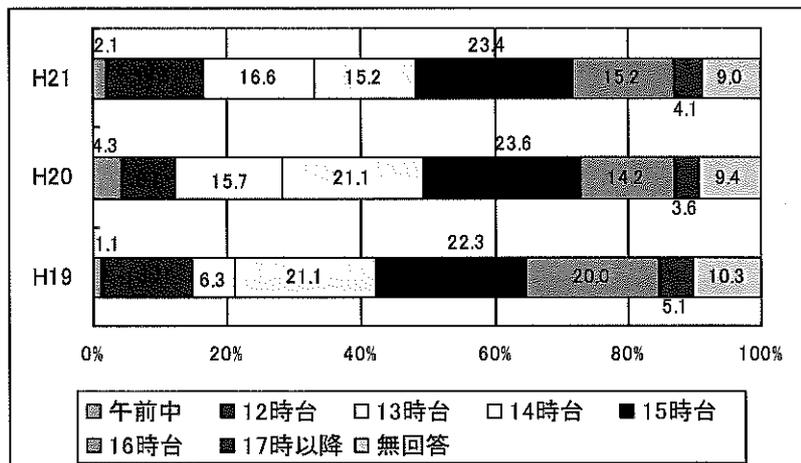


図13 下山時刻

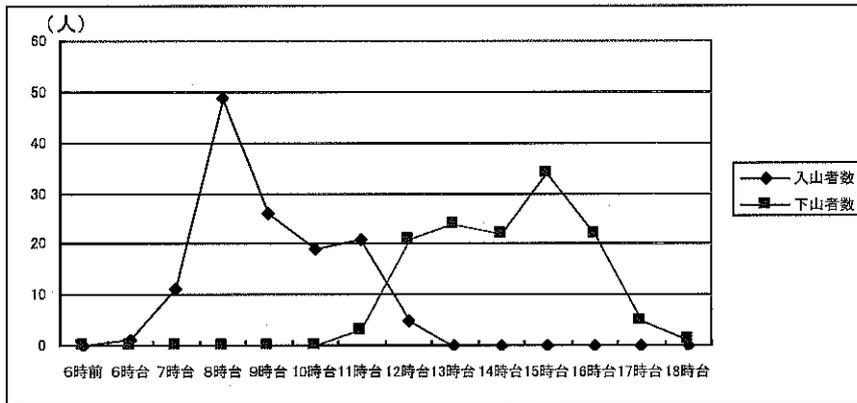
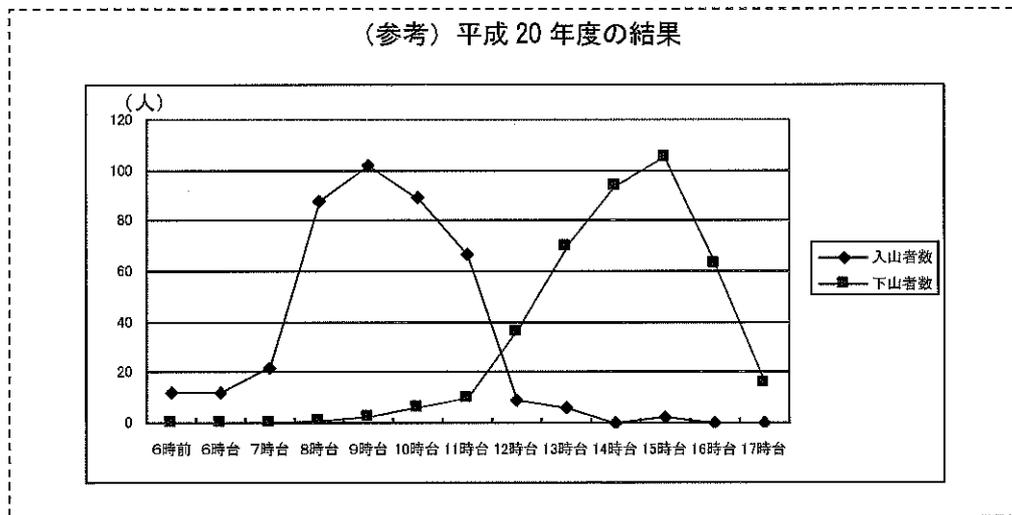


図14 入下山者数の時間推移



(2) 行動内容

行動内容については、92.4%が「西大台歩道を一周」と回答しており、増加傾向が見られる。一方、「小処温泉から登った又は下った」は0.7%と年々減少を続けている。

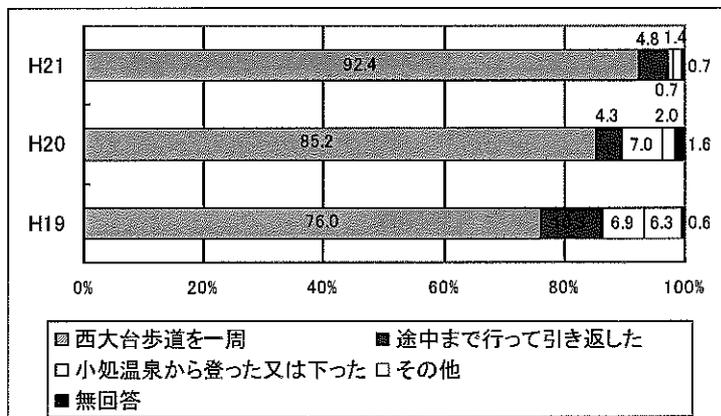


図15 行動内容

(3) 目撃した問題行動

目撃した問題行動の割合は「ゴミの投棄」(7件:4.8%)、「歩道外での歩行」(4件:2.8%)、「ペットの持込」(3件:2.1%)などが多いが、利用者全体からすればこうした問題行動を目撃する割合は少ない。

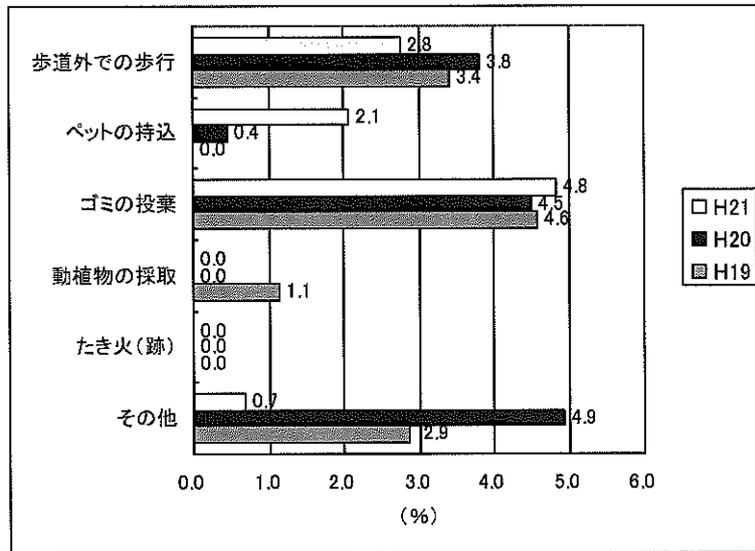


図16 目撃した問題行動

(4) 満足度

「期待通りよかった」が50.3%と過去2年に比べて増加した一方、「期待以上によかった」が17.2%と減少した。ただし、約7割の利用者が満足しているという傾向は過去同様であった。

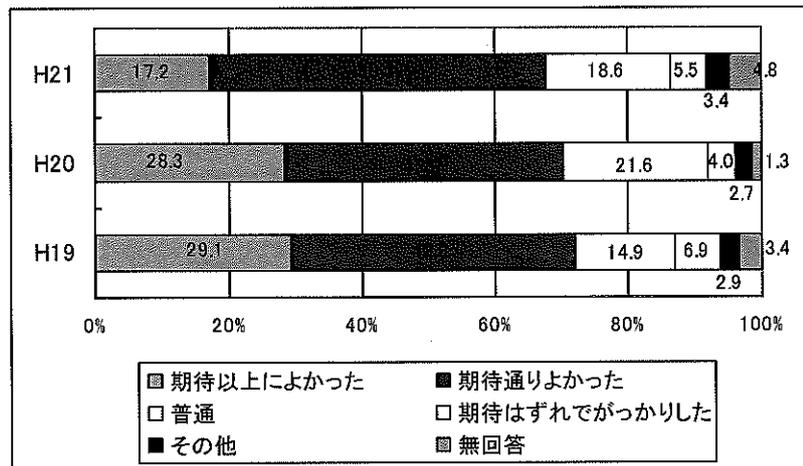


図17 満足度

(5) 印象に残った自然資源

印象に残った自然資源としては、「コケ」、「原生的な自然」、「沢、せせらぎ」「ブナ林」、「紅葉」などを挙げる人が多く、過去2年間とはほぼ同様の結果であった。

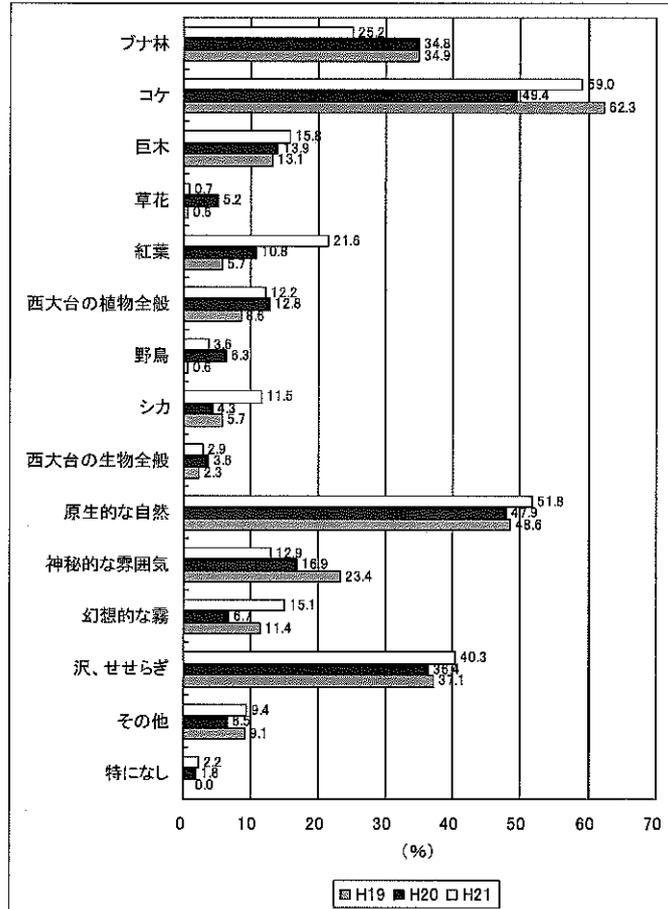


図18 印象に残った自然資源

(6) 再訪の意向

再訪の意思については、「はい」が69.0%と最も多いが、2年連続で減少しており、代わって「いいえ」や「どちらともいえない」が増加した。

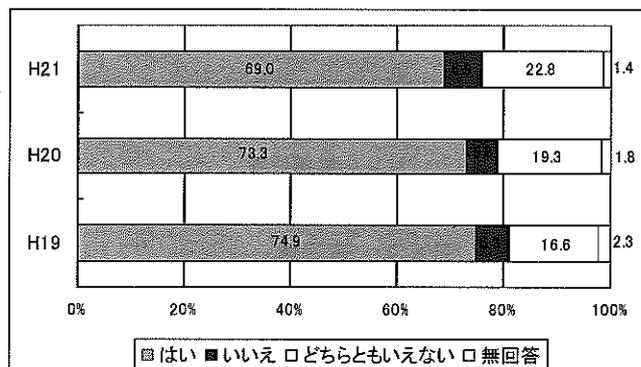


図19 再訪の意向

(7) 西大台利用調整地区に関する自由意見

自由意見を整理した結果、以下のように計 109 件の意見が得られた。その内、施設に関する意見が 59 件と最も多く、特に案内標識等の充実を求める意見が多かった。次に、運営に関する意見が 40 件あり、申請手続きの簡略化や申請期限の短縮、認定日の変更などを求める意見がみられた。また、制度に関する意見が 10 件あった。

平成 20 年度においても、これらと同様の意見が寄せられており、案内標識の拡充や手続きの改善などについて検討していく必要がある。

■制度に関する意見 (10 件)

①利用調整地区に対する賛否 (4 件)

- ・今後も入山規制を続けて環境保護をしてほしい。(2 件)
- ・自然を守るためにこのような制度は必要だと思う。(1 件)
- ・原始的な自然は他にもあるので、人数制限してまで守る必要は無い。(1 件)

②事務手数料 (5 件)

- ・手数料 1,000 円は高い。(1 件)
- ・申請料金のネーミングと用途が良く分からないので 1,000 円は高いと思う。入山協力金などのほうが分かりやすいのでは。(1 件)
- ・入金は入山当日にチケット払いなどが出来るようにしてほしい。(1 件)
- ・2 回目以降の入山については手数料を廃止すべき。(1 件)
- ・申請手数料の用途を明確にしてほしい(森林保護に使ってほしい)。(1 件)

③制度の P R (1 件)

- ・制度に関する P R が不足しているのではないか。(1 件)

■運営に関する意見 (40 件)

①申請手続き方法 (15 件)

- ・申請手続きをもっと簡単にしてほしい。(8 件)
- ・手続きを簡略化して一定範囲内で入山者を増やすべきだ。(1 件)
- ・グループ全員の捺印は必要ないのでは。(2 件)
- ・入山できる日を複数日にしたり、有効期間を設けてほしい。(2 件)
- ・身分証明証の提示は行き過ぎだと思う。(1 件)
- ・入山手続きの方法や期間、内容について、入山希望者の要望を取り入れて、再検討してほしい。(1 件)

②申請期限 (2 件)

- ・手続きに要する時間を 1 週間程度に短縮してほしい。(1 件)
- ・制限人数以内なら当日ビジターセンターで手続きできるようにしてもよいのでは。(1 件)

③認定日の変更 (3 件)

- ・悪天で入山できない場合に入山日を変更できるようにしてほしい。(1 件)
- ・入山日の事前変更を認めてほしい。(1 件)
- ・インターネットでの予約・変更システムを作してほしい。(1 件)

④事前レクチャー (6 件)

- ・レクチャーの開始時刻を早くしてほしい。(2件)
- ・事前レクチャーでは動植物の説明もしたほうがよい。(1件)
- ・事前レクチャーは自然と付き合うルールを改めて認識できる時間であったので、今後も続けてほしい。(1件)
- ・レクチャーを聞いたほうが意識も高まると思うので、今後も続けてほしい。(1件)
- ・受講免除期間を3年程度にしてほしい。(1件)

⑤配布冊子(7件)

- ・「七ツ池」の場所をガイドに表記してほしい。(3件)
- ・ガイドに詳細な地図を載せてほしい。(2件)
- ・地図が分かりにくい。(1件)
- ・ガイドP6の標高の図は途中のアップダウンが描かれていない。(1件)

⑥その他の運営に関する意見(7件)

- ・見るポイントがあまり無いので、原生的な自然を見るコースということをもっとPR・アナウンスすべきだ。(1件)
- ・ホームページやウォーキングmapは一本道で分かりやすい印象を与えてしまっているのではないか。(1件)
- ・ガイドツアーがあればよい。(1件)
- ・初めて西大台に入山する人にはガイド(ボランティアでも良い)を付けてはどうか。(1件)
- ・携帯トイレはビジターセンターでも販売してほしい。(1件)
- ・火の使用をもっと厳しく制限してもよいかと思う。(1件)
- ・スタッフの山中での喫煙は避けたほうが良いと思う。(1件)

■施設に関する意見(59件)

①歩道の不明瞭性(10件)

- ・ルートが不明瞭で迷いやすい箇所が多かった。(9件)
- ・大台教会下の出入り口には立ち入り禁止の看板が立っており、入り口だと分かりづらかった。(1件)

②誘導ロープ(10件)

- ・黒いロープは目立たないので、分かりづらい。(4件)
- ・ロープを目立つ色にしたほうがよい。(1件)
- ・ルートが分かりにくい箇所が多いので、ロープを増設してほしい。(2件)
- ・何度か迷いそうになったが、黒ロープに助けられた。(1件)
- ・ロープが多すぎて自然の美しさを阻害している。(2件)

③標識(26件)

- ・標識を増やしてほしい。(2件)
- ・標識の意味が分かりづらい。(2件)
- ・標識の内容とガイドの地図の内容を一致させてほしい。(1件)
- ・標識に目的地までの距離や所要時間を記載するなど、分かりやすくしてほしい。(12件)
- ・迷いやすいところが多いので、標識を増やしてほしい。(5件)

- ・「七ツ池」「開拓跡」間は道に迷い易いので標識を増やしてほしい。(1件)
- ・「展望台」を示す道標が少ない。(1件)
- ・南回りルートの帰りに駐車場方面を示す標識がほしい。(1件)
- ・大台ヶ原に居るのに「大台ヶ原」と書いてあっても意味が分からない。(1件)

④目印 (4件)

- ・目印をもう少し増やしてほしい。(1件)
- ・道に迷わないように木に布を巻いてほしい。(3件)

⑤トイレ・携帯トイレブース (5件)

- ・トイレも整備されていたらよい。(1件)
- ・トイレは大の時に困ると感じた。(1件)
- ・携帯トイレブースを増やしてほしい。(3件)

⑥コース設定 (1件)

- ・もう少し短い周遊コースがあればよい。(1件)

⑦歩道 (2件)

- ・標識やロープは少ないほうが良いが、コース点検をお願いしたい。(1件)
- ・つり橋上の歩道の足場が悪かった。(1件)

⑧その他 (1件)

- ・椅子を設置してほしい。(1件)

(8) 大台ヶ原全体にかかわる自由意見 (12件)

大台ヶ原全体にかかわるものとして、以下のような意見があった。

①マイカー規制 (5件)

- ・パーク&シャトルバスライド等によるマイカー規制が必要である。(5件)

②利用調整 (3件)

- ・東大台地区でも利用調整を実施すべきだ。(3件)

③携帯トイレブース (2件)

- ・東大台にも携帯トイレブースを設置してほしい。(2件)

④ガイド (1件)

- ・ガイドの同行を検討してほしい。(1件)

⑤防鹿柵 (1件)

- ・防鹿柵が多すぎる。他に方法は無いのか。(1件)

歩道状況調査結果

1. 目的

西大台利用調整地区における裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況等について、人の利用による影響を継続的に把握し、利用調整の効果を検証するための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査日時及び対象

(1) 調査日時

平成 21 年 11 月 18 日 (水) ~ 20 日 (金)

(2) 調査対象

調査対象箇所として、平成 18 年度の調査で把握した歩道複線化箇所 29 ヶ所 (図 1 の M-1~M-29)、洗掘箇所 9 ヶ所 (図 1 の S-1~S-9)、利用による裸地化定点観測地点を 1 ヶ所 (七ツ池 : 図 1 の R-0)、及び歩道外に立入りがみられた箇所の定点観測地点として 6 ヶ所 (図 1 の R-1~6) を設定した。

なお、「複線化」及び「洗掘」の定義は以下の通りである。

複線化・洗掘の定義

複線化	本来の歩道から分岐して、新たなルートが形成されている箇所。ただし、1本の樹木を迂回している場合等、小規模なものは除く。
洗掘	歩道面に対する深さが、50cm以上の箇所、または洗掘により連続的に石が露出している箇所。

3. 調査方法

(1) 複線化・洗掘

①基礎情報の記録

各地点について、以下の項目を記録した。

〔路線縦断勾配、地質、周辺植生 (上層・下層)、複線化については推定される原因〕

②現況模式図の作成

歩道及び複線の平面的な形状 (延長は m 単位で測定)、歩道周辺の主な樹木 (樹種)、下層植生 (主な種名)、裸地、岩石、倒木、洗掘箇所、崩落箇所等の分布状況を計測し (10cm 単位)、現況模式図を作成した。また、周辺地域を含めた写真撮影により現況を記録した。

③横断面図の作成

樹木等を目印にラインを設定し (※H19 調査で設定)、洗掘の幅、深さ、複線の幅 (10cm 単位) を計測し、横断面図を作成した。

(2) 裸地化

七ツ池の看板付近の、利用の影響が大きい部分 (南側) と影響が小さい部分 (北側) を含む範囲に、10m×15m の調査区を設定 (※H19 調査で設定)。調査区内の主な樹木の位置、樹種、

胸高直径、地表の状態、下層植生の種類と範囲、等を記録し、現況模式図を作成した。

(3) 歩道外に立入りが見られた箇所

①基礎情報の記録

洗掘・複線化と同じ調査票により、各地点について、以下の項目を記録した。

〔路線縦断勾配、地質、周辺植生（上層・下層）〕

②道幅の測定

調査地点ごとに、3ラインずつの測定ポイントを設置し（※H19 調査で設定）、各ラインの幅を記録した。合わせて、周辺植生の記録、写真撮影による現況の記録を行った。

4. 結果概要

調査結果は、主に歩道の複線の解消状況と植生の回復状況についてとりまとめた（表1）。

複線の解消状況については、植生の回復が見られない場合を含め、踏み跡等、人の通った形成がわずかしか見られない場合は「複線は解消傾向」、全く見られないような場合は「複線化はほぼ解消」とした。

植生の回復状況については、平成19年度調査で裸地であった箇所及びその周辺において、実生や草本植生の発生がみられた場合、「植生は回復傾向にある」とした。平成20年度調査と比較して、以下の点が明らかとなった。

①複線化箇所

29ヶ所の複線化箇所のうち、16ヶ所（H20：10ヶ所）で複線化はほぼ解消し、9ヶ所（H20：8ヶ所）では解消傾向がみられた。また、これらのうち9ヶ所（H20：6ヶ所）では植生の回復がみられた。このため、平成20年度と比べて、一層、複線化の解消と植生の回復が進んだといえる。

②洗掘箇所

調査箇所S-2、3、7、8において、雨水によるとみられる路面の崩れ、洗掘の進行がみられた。

③裸地化、歩道外に立入りが見られた箇所の

調査箇所R-0、6においては、植生に大きな変化はみられなかった。一方、調査箇所R-1～5においては、植生の回復傾向がみられ、道幅の縮小などが確認された。

以上の結果から、利用調整地区における利用者数の減少、及びロープ等の設置によるルートの明確化により、歩道の複線化は解消されつつあることが示唆され、また、植生についても、回復しつつあるという傾向が確認された。一方で洗掘の進行が確認されたが、これは主に雨水による影響と考えられる。

これらのことから、全体として、利用調整による利用圧の減少が示唆された。

表1 歩道状況調査結果概要

	地点番号	区間長等	幅	道幅		予想される発生原因	昨年度との比較	複線の解消状況	植生の回復状況	
				上線	下線					
複線化	M-1	10m	-	80cm	80cm	樹木の根上がり迂回	特に変化なし。			
	M-2	15m	-	180cm→190cm	不明瞭	洗掘箇所を迂回	複線はH20にほぼ解消済み。植生(コケ)も回復傾向にある。また雨水により洗掘の進行がみられる。	◎	○	
	M-3	3m	-	180cm	30cm	洗掘箇所を迂回	複線、植生には特に変化なし。雨水により、若干の洗掘の進行がみられる。			
	M-4	15m	-	30cm	70cm、50cm	洗掘・滞水箇所を迂回	"			
	M-5	9m	-	不明瞭	不明瞭	樹木を迂回	防鹿柵設置により、複線はH19にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎		
	M-6	6m	-	40cm	不明瞭	樹木を迂回	倒木の設置により、複線はH20にほぼ解消済み。植生(コケ)も回復傾向にある。	◎	○	
	M-7	13m	-	不明瞭	不明瞭	ガレ場を迂回	ロープ設置により、複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎		
	M-8	4m	-	60cm	100cm	洗掘・崩落路を迂回	ロープの新設により、従前の複線が主線となった。新ルートが明確になったため、複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎		
	M-9	5m	-	40cm	30cm	樹木を迂回	ロープ設置により、複線はH20にほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	◎	○	
	M-10	14m	-	40cm	40cm→不明瞭、50cm	本線歩道が不明瞭	ロープ設置により、複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎		
	M-11	10m	-	不明瞭	不明瞭	沢部の崩落	新ルートが明確になったため、H20に複線はほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎		
	M-12	21m	-	80cm	不明瞭、不明瞭	本線歩道が不明瞭	ロープ、倒木の設置により、H20に複線はほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎		
	M-13	8m	-	80cm	80cm→50cm	洗掘箇所を迂回	H20のロープの設置及び洗掘箇所への補強整備により、複線、植生ともに回復傾向にある。	○	○	
	M-14	12m	-	80cm	80cm、200cm	水路となった本線を迂回	H20のロープの設置により、複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○		
	M-15	9m	-	40cm	70cm	ガレ場を迂回	複線はH20にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎		
	M-16	13m	-	60cm→100cm	不明瞭	樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線はH20にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎		
	M-17	東側33m、西側15m	-	60cm	80cm→不明瞭、100cm	東側：洗掘箇所を迂回 西側：樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○		
	M-18	32m	-	40cm	60cm	樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○		
	M-19	30m	-	90cm	130cm	ショートカット、水路となった本線を迂回	ロープ設置により、H20に複線はほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	◎	○	
	M-20	西側21m	-	140cm	60cm	洗掘箇所を迂回	複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎		
	M-21	東側35m	-	280cm	60cm	洗掘箇所を迂回	複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。雨水により、若干の洗掘の進行がみられる。	◎		
	M-22	西側15m	-	280cm	50cm	洗掘箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。雨水により、若干の洗掘の進行がみられる。	○		
	M-23	9m	-	50cm	40cm、50cm	樹木を迂回	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○		
	M-24	13m	-	100cm	50cm、80cm、50cm	本線歩道が不明瞭	ロープ、倒木の設置により、複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎		
	M-25	50m	-	70cm	50cm	本線歩道が不明瞭、ショートカット	ロープ設置により、H20に複線はほぼ解消済み。植生(ミヤコザサ)も回復傾向にある。	◎	○	
	M-26	東側24m、西側16m	-	100cm	100cm	洗掘箇所を迂回	倒木の設置により、複線及び植生(ミヤコザサ)に回復傾向がみられる。	○	○	
	M-27	17m	-	100cm	40cm	樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線及び植生(ミヤコザサ)に回復傾向がみられる。	○	○	
	M-28	9m	-	70cm	60cm	軽度の洗掘箇所を迂回	特に変化なし			
	M-29	6m	-	50cm→40cm	100cm→70cm	明確な理由不明	複線及び植生に回復傾向がみられる。	○	○	
洗掘	S-1	20m	100cm	130cm	-	雨水の流路	洗掘状況は特に変化なし。	-	-	
	S-2	15m	70cm	180cm→190cm	-	雨水の流路	雨水により、洗掘の進行がみられる。	-	-	
	S-3	3m	90cm	180cm	-	雨水の流路	雨水により、若干の洗掘の進行がみられる。	-	-	
	S-4	8m	90cm	80cm	-	雨水の流路	特に変化なし	-	-	
	S-5	10m	80cm	60cm	-	雨水の流路	"	-	-	
	S-6	50m	50cm	140cm	-	雨水の流路	"	-	-	
	S-7	70m	80cm→90cm	260cm	-	雨水の流路	雨水により、洗掘の進行がみられる。	-	-	
	S-8	90m	100cm	280cm	-	雨水の流路	雨水により、洗掘の進行、特に歩道側面の崩れがみられる。	-	-	
	S-9	9m	-	100cm	-	雨水の流路	特に変化なし	-	-	
裸地化	R-0	15×10mの調査プロット	-	-	-	過剰利用	"	-	-	
	歩道外に立入りが見られた箇所	R-1	4m区間に3点	-	90cm→60cm	-	ドライブウェイからの立入等	植生(コケ類)の回復により、道幅の縮小がみられる。	-	○
		R-2	3.5m区間に3点	-	120cm	-	ドライブウェイからの立入等	植生(ミヤマシキミ)に回復傾向がみられる。	-	○
		R-3	5.3m区間に3点	-	90cm	-	ドライブウェイからの立入等	"	-	○
		R-4	4m区間に3点	-	110cm→70cm	-	ドライブウェイからの立入等	植生(コケ、ミヤマシキミ)の回復により、道幅の縮小がみられる。	-	○
		R-5	4m区間に3点	-	40cm	-	旧登山道	植生(コケ)に回復傾向がみられる。	-	○
		R-6	3.8m区間に3点	-	180cm	-	旧登山道	特に変化なし	-	-

※道幅は、各地点で設定した横断面の幅。R-1~6については、3点の平均幅。道幅等に変化があった場合、(昨年度調査結果)→(本年度調査結果)と記載。

複線の解消状況 ◎ほぼ解消 ○解消傾向
植生の回復状況 ○回復傾向

西大台利用調整地区における立入認定事務の改善等について

1. 認定事務等に関するこれまでの改善要望事項と対応状況等

		要望事項	対応状況等
認定事務・認定基準等について	申請書の提出期限の短縮	・申請書の提出期限をできるだけ短縮してほしい。	・平成 21 年度は申請書の提出期限を「10 日前まで」に短縮しましたが、新たな指定認定機関による認定関係事務の開始により、郵送の場合は「5 日前必着」として、更に短縮しました。
	インターネットを活用した立入申請手続きの簡略化	・インターネットの活用により、Eメールによる事前予約受付や利用状況に関する情報提供等のシステムを導入してほしい。 ・ビクターセンターにインターネット回線を整備すれば申請事務はかなり簡素化が図れると考えられるので、そのための予算申請をする必要があるのではないか。	・インターネット上で事前予約が可能となる事前予約受付システムを現在構築中であり、来年度早期の運用開始を目指しています。本システムの導入により、平日、休日を問わず 24 時間予約状況の確認や予約受付が可能になるとともに、申請者が入力した予約情報が直接データベースに登録されるため、管理者側の負担も軽減できます。 ・ビクターセンターにおけるインターネット回線の整備については、予算や認定事務の体制等、課題が多いため、引き続き検討していきます。
	立入当日または前日の申請受付	・指定認定機関の窓口で直接来た人や村に宿泊した人に対しては、立入当日または前日に認定が出来るようにしてほしい。	・指定認定機関の窓口で直接申請書を提出する場合に限り、立入前日までの申請受付は可能となっています。
	ビクターセンターでの申請手続きの実施	・ビクターセンターでも申請できる仕組みや、事前レクチャーの際に手数料を払うことが出来るような仕組みについても検討してほしい。	・指定認定機関の人員配置等の体制や関係機関との調整が必要となる事項であり、今後の検討課題です。
	地域特別枠の設定	・地域の宿泊施設に泊まった利用者には、特別の認定枠を設けてほしい。	・自然公園法の規定上、特別の認定枠を設けることは認められていません。
	手数料の返還(立入認定日の変更)	・天候などによっては立入できない場合も出てくるが、そうした場合は手数料を返還するのが当然ではないか。	・事務手続きに対する手数料として徴収するものであり、返還が出来ない旨法令で定められています。ただし、大台ヶ原ドライブウェイの通行止めによって立

		入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合は、同一年度内において一回に限り認定された立入日の変更が可能です。
認定者の入れ替え	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた人が、知人等に、認定の枠を譲ることができるようにしてほしい。 ・ガイドの立場からいうと、人の入れ替わりを認めないというのは困る。2～3ヶ月先のガイドツアーに対して誰が対応するか決めておくのは困難。ガイドを推奨していくのであれば、その点も考慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定上、認定は申請者個人に対してなされるものであるため、認定枠の他人への譲渡は認められません。ただし、新たに創設される代表者に対する認定制度では、認定を受けるのは代表者だけなので、同行者の変更があっても手続きは不要です（※同行者の人数に変更があった場合を除く）。
代表者以外の氏名等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・（代表者認定の場合）、代表者が申請を行う場合にも、遭難対策等のため代表者以外（同行者）の住所、氏名等を把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前レクチャー受講時に住所、氏名等を記載した同行者名簿を提出してもらうことを想定しています。
申請手続きに係る法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の基準や手続き等については、法律で全国一律に定めるのではなく、地域特性を踏まえて、利用調整地区ごとにルールを定めるのが適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整地区ごとに定める認定の基準については、このような協議会の場での合意形成を図りながら定めることとなっております。
1団体あたりの上限人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスによるツアー等に対応するため、1団体あたりの上限を10人から20人に変更してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたりの上限人数は、一時的に大人数が利用することによる自然環境への影響、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができ、また、無理なくガイドの説明を聞くことが出来る人数を考慮して設定しています。ただし、20人の団体で来た場合でも、利用調整地区内で、10人ずつに分かれて、ルールを守って行動してもらえば問題ありません。

レクチャーについて	事前レクチャーの時間・内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせた写真の提示や、植物等が観察できる場所の説明などを行い、レクチャーの内容を改善してほしい。 ・西大台～小処方面間の利用者に対して、事前レクチャーの時間を早くするなどの対応を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクチャー内容については、関係各位や利用者の意見を聴きつつ、逐次、充実に努めています。 ・現状では、事前レクチャーを立入りまでの期間に受講するなどの方法以外に現実的な対応は困難です。今後、継続して検討すべき課題です。
施設について	歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が荒廃している箇所について整備してほしい。 ・西大台利用調整地区については、これ以上の歩道整備を行わないでほしい。 ・過剰な整備は適切ではないが、安全面については、十分配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画において、「歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする」こととしていますので、安全面等を踏まえ、今後も歩道の整備のあり方について検討していくこととします。
普及啓発について	広報に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・東大台でも、西大台と同様の規制が行われているとの誤解が生じないように、広報等には十分配慮してほしい。 ・普及啓発用に作成するDVDは、委員や地元旅館等に配布して意見を集める等して、内容を改善していくことが必要。また、配布先等に配慮して多くの人々に見てもらえるよう工夫して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等にあたっては、誤解を生じないように十分に配慮していきます。 ・普及啓発用DVDは関係機関や上北山村商工会を通じて地元の旅館、ガイド団体等に約100枚を配布した他、広く一般の人々が閲覧できるよう、インターネット上の動画サイト(Youtube)に掲載しました。今後も様々な活用方法を検討し、幅広い普及啓発に努めます。
その他	地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・大台ヶ原全体の利用者が減少している中、利用調整地区の運用が、地域の経済や観光の振興につながるような方策についても検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような幅広い普及啓発を行うとともに、様々な機会を通じて西大台利用調整地区の魅力を発信していきます。また、認定事務の改善等により、利用者の利便性向上に努めます。

(参考) 利用者アンケートにおける認定事務等に関する意見

平成 21 年度の「事前レクチャーに関するアンケート」の自由意見 (21 件) 及び「西大台の利用に関するアンケート」の自由意見 (109 件) のうち、認定事務等の改善に関する意見 120 件を抽出し、下表に整理した。

※平成 19 年度 認定者数 452 人、アンケート回収数：事前レクチャー後 348 票、利用後 175 票
 平成 20 年度 認定者数 1,055 人、アンケート回収数：事前レクチャー後 824 票、利用後 379 票
 平成 21 年度 認定者数 1,273 人、アンケート回収数：事前レクチャー後 1,019 票、利用後 145 票

意見の内容		意見数			計
		H19	H20	H21	
事務手数料について	・事務手数料を安くしてほしい。	7	6	3	16
	・悪天候で入山できないときは、手数料を返してほしい。	1	0	0	1
	・事務手数料は当日払いにしてほしい。	0	2	1	3
	・事務手数料の用途を明確にしてほしい。	0	1	1	2
認定手続きについて	・申請の手続きを簡略化、合理化してほしい。	5	16	15	36
	・立入日の 2 週間前となっている申請期限を短縮してほしい。	6	11	1	18
	・認定日が変更出来るようにしてほしい。	9	14	2	25
	・インターネット、メールで申請手続きが出来るようにしてほしい。	1	0	1	2
	・現地で立入申請が行えるようにしてほしい。	2	0	1	3
事前レクチャーについて	・レクチャー内容を改善してほしい。	14	10	8	32
	・事前レクチャーの免除、または有効期限を長くしてほしい。	2	5	1	8
	・配布冊子を改善してほしい。	4	10	9	23
	・事前レクチャーの開始時間を早く、または回数を増やしてほしい。	0	4	12	16
巡視について	・巡視を強化してほしい。	5	0	0	5
施設について	・迷いやすいため案内標識や目印の拡充が必要。	50	71	30	151
	・歩道が不明瞭なので対策が必要。	2	16	10	28
	・誘導ロープを増やす、または目立つ色にしてほしい。	0	0	7	7
	・ロープが多すぎて自然の美しさを阻害している。	0	0	2	2
	・登山道を整備してほしい。	7	6	0	13
	・河川の渡渉点を整備してほしい。	3	5	0	8
	・トイレ、または携帯トイレブースを整備してほしい。	7	9	5	21
	・食事や休憩の出来る場所を整備してほしい。	2	4	0	6
	・解説標識を整備してほしい。	4	14	0	18
	・現在のルート以外も開放してほしい	1	5	0	6
	・道に迷いやすいので対策がほしい。	4	0	0	4
	■その他の施設に関する意見 (H21 年度) ・もう少し短い周遊コースがあればよい。(1 件) ・標識やロープは少ないほうが良いが、コース点検をお願いしたい。(1 件) ・つり橋上の歩道の足場が悪かった。(1 件) ・椅子を設置してほしい。(1 件)	0	8	4	12

意見の内容		意見数		
		H19	H20	H21
運用に関する意見	<p>■その他の運用に関する意見 (H21年度のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見るポイントがあまり無いので、原生的な自然を見るコースということをもっとPR・アナウンスすべきだ。(1件) ・ホームページやウォーキングmapは一本道で分かりやすい印象を与えてしまっているのではないか。(1件) ・ガイドツアーがあればよい。(1件) ・初めて西大台に入山する人にはガイド(ボランティアでも良い)を付けてはどうか。(1件) ・携帯トイレはビジターセンターでも販売してほしい。(1件) ・火の使用をもっと厳しく制限しても言いかと思う。(2件) 	0	23	7

2. 改正自然公園法の施行（平成 22 年度予定）に伴う立入認定事務等の変更

代表者認定の開始により、認定手数料の上限変更や代表者の要件の設定等、従来の規定の変更や新たな規定が追加される。西大台利用調整地区での運用方針（案）は以下のとおり。

変更の内容		西大台利用調整地区における 運用方針（案）
(1)	<p>【利用調整地区における認定を要しない行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。 	特になし
(2)	<p>【利用調整地区への立入り認定の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の利用調整地区を踏まえ、船の数についても調整できるようにするもの。 	特になし
(3)	<p>【立入りの認定の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者認定の申請の場合、申請事項（申請書記載事項）に同行者（申請者の監督の下に立ち入る者）の合計人数を追加する。 	<p>①現行の申請書に「同行者人数」を書く欄があるため、変更不要。ただし裏面の申請者欄は削除。</p> <p>②事前レクチャー受講時の同行者名簿の提出を、認定基準（注意事項）に追記する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に添付する、「基準を遵守して立ち入ること」を約する書面について、環境大臣が認めるときは、書面の添付を省略させることができる。 	現在は申請書と「約する書面」が一つになった様式であるため、現行の様式で対応可能。
(4)	<p>【立入認定証の記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行者の立入認定証についても、代表者の氏名を記載する。 	<p>現行の認定証様式で対応可能。</p> <p>※裏面の名前の欄は同行者の氏名を書くことを想定（任意）。</p>
(5)	<p>【立入認定証の再交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者認定における再交付申請の場合、申請事項（申請書記載事項）に「再交付を必要とする枚数」を追加。 	再交付申請書に「枚数」欄を設ける。
(6)	<p>【他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者（代表者）の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。 	特に要件を定めないう、現在本省と調整中。
(7)	<p>【利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等】</p> <p>①個人：上限 1,800 円（現行 1,000 円）</p> <p>②代表者：代表者は上限 2,000 円（新規） 同行者は上限 1,000 円（新規）</p> <p>③再交付：上限 1,000 円（現行 600 円）</p>	代表者に対する認定の場合も含め、現行どおり 1 人 1,000 円（再交付の場合は 600 円）とする。

(参考) 改正政省令案・利用調整地区関連部分抜粋

○自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する環境省令案について(抜粋)

I. 制定の趣旨

(略)

II. 制定の内容

II-1. 自然公園法施行規則の一部改正

(略)

5. 海域における利用調整地区制度の創設等に伴う不要認定行為・立入り認定の基準関連

今回の法改正に伴い、海域公園地区においても利用調整地区を指定できることとするとともに、従来からの個人に対する立入り認定に加え、他の利用者に、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないように利用調整地区へ立ち入らせることができる者(以下、「代表者」という。)が代表して立入りの認定を受け、代表者の監督の下に利用調整地区へ立ち入る利用者については、改めて立入りの認定を受けることを要しないこととされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、以下の内容について規定を追加する。

(1) 利用調整地区における認定等を要しない行為

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うもので利用調整地区における認定等を要しない海域公園地区内で行われる行為を追加する。

その他、平成18年に指定された吉野熊野国立公園における西大台利用調整地区の運用状況等を踏まえ、各利用調整地区制度の着実な運用を図るため、利用調整地区における認定等を要しない行為に以下の行為を追加する。

○環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

(2) 利用調整地区への立入り認定の基準

海域公園地区においても利用調整地区を指定できることとしたことを踏まえ、利用調整地区への立入り認定基準として、利用調整地区内へ立ち入る船艇の隻数についても調整する必要があることから、現行の「利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。」を「利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船艇の隻数の範囲内であること。」に改める。

(3) 立入りの認定の申請

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、立入りの認定の申請事項に、申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(法第24条第8項において準用する場合に限る)を追加する。立入り認定の申請書に添付しなければならないこととされている立入り認定の基準を遵守して立ち入ることを約する書面について、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が当該書面の添付が必要ないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる旨の規定を追加する。

(4) 立入認定証の記載事項

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、代表者の監督の下に立ち入る者の立入認定証についても代表者の氏名を記載することとする旨の規定を追加する。

(5) 立入認定証の再交付

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、立入認定証の再交付の申請事項に、再交付を必要とする枚数（法第24条第8項において準用する場合に限る）を追加する。

(6) 他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件として以下の要件を規定する。

○第24条第7項の規定による要件は、利用調整地区内において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすことがないようにその監督の下に他の利用者を立ち入らせることができるものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであることとする。

○自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案について（抜粋）

1. 改正の趣旨

（略）

2. 改正の内容

I. 自然公園法施行令の一部改正

（略）

（3）利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等（改正後の公園法施行令第3条関係）

新公園法第24条第1項に規定する利用調整地区への立入りについての認定に係る手数料の上限を変更するとともに、同条第7項に規定する代表者による監督の下に他の者を利用調整地区の区域内へ立ち入ることについての認定に係る手数料及び同条第8項において準用する同条第5項に規定する立入認定証の再交付に係る手数料の額の上限を定める。

①個人に対する認定の場合：一人につき上限1,800円（現行は1,000円）

②代表者に対する認定の場合：代表者は上限2,000円、同行者は上限1,000円（新規）

③立入認定証の再交付：一枚につき上限1,000円（現行は600円）

(現行申請書の様式)

利用調整地区内への立入認定申請書

自然公園法第 16 条第 2 項の規定により吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区への立入りの認定を受けたく、下記事項を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 指定認定機関
上北山村商工会 会長 殿

申請の住所：〒

電話番号：

申請者の氏名： 印

総数 名 (別表申請者名簿のとおり)

1. 立入ろうとする期間	平成 年 月 日 (1日間)	
2. 立入りの目的	<input type="checkbox"/> 登山、散策 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> バードウォッチング又は生物の観察 <input type="checkbox"/> その他 ()	
3 立入りの方法	(1) 単独・団体の別	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 団体 (人数合計： 人)
	(2) 立入る経路	入口 <input type="checkbox"/> 駐車場側入口 <input type="checkbox"/> 逆峠 (小処温泉方面から登る)
		出口 <input type="checkbox"/> 駐車場側入口 <input type="checkbox"/> 逆峠 (小処温泉方面へ下る)
その他の場合 (※ドライブウェイ側からの立入りはできません)		()
4. 過去の立入認定の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (平成 年 月 日第 号)	
5. 予約受付番号		
備考		

指定認定機関記載箇所 ※申請者は記入しないこと。	申請書受理印	審査結果
		交付年月日 平成 年 月 日 番 号

(遵守事項)

- 西大台利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - 生きている動植物 (食用に供するもの及び身体障害者補助犬法 (平成十四年法律第四十九号) 第二条 に規定する身体障害者補助犬を除く。) を故意に持ち込むこと。
 - 野生動物に餌を与えること。
 - ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

- 2 環境大臣が定める以下の注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (1) 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
 - (2) 10人を超える団体で利用しないこと。
 - (3) 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
 - (4) 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
 - (5) 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所へ報告するよう努めること。

(別表)

西大台利用調整地区立入認定申請者名簿

以下の名簿は、上記の申請書を同じくする申請者である。

	住所	氏名 (ふりがな)	押印	電話番号	備考
1 代 表 者	〒				
2	〒				
3	〒				
4	〒				
5	〒				
6	〒				
7	〒				
8	〒				
9	〒				
10	〒				

(名簿記載上の注意事項)

- 1 本人の印を押印すること。
- 2 過去に立入認定を受けている場合には一番最近の日付と番号を備考欄に記載すること。

<手数料の納付について>

- ※ 1人あたり1,000円の事務手数料を以下のいずれかの方法で納付すること。
 - ・現金で、上北山村商工会へ直接納付
 - ・上北山村商工会の指定する口座への振込 (入金の際に要する費用は、申請者の負担となります)
- ①郵便局から振り込む場合
名義：上北山村商工会 口座名：四五八 (ヨンゴハチ) 記号・店番：14560・458 口座番号：3528701
- ②他の金融機関から振り込む場合
名義：上北山村商工会 銀行：ゆうちょ銀行 四五八 (ヨンゴハチ) 支店 口座番号：普通 0352870
- ※ 複数で申請する場合は、人数分の金額を納付してください。 (例) 1,000円×申請者4名=4,000円 (手数料総額)
- ※ 納付した手数料は返金できません (悪天候、道路状況等による当日の立入りができない状況も含みます)。立入認定日当日に、奈良県道40号大台ヶ原川上線が通行止めの場合、所定の条件を満たせば、立入日の変更が可能です。

(現行再交付申請書の様式)

利用調整地区立入認定証の再交付申請書

自然公園法第 16 条第 5 項の規定により、吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区に係る立入認定証の再交付を受けたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 指定認定機関
上北山村商工会 会長 殿

申請代表者の住所：〒

電話番号：

申請代表者の氏名：

印

1 立入認定証の番号及び交付年月日	番号： 交付年月日：平成 年 月 日
2 立入認定証の亡失又は滅失の事情	
備考	

	再交付申請受理	審査結果
指定認定機関記載箇所 ※申請者は記載しないこと。		再交付年月日 平成 年 月 日 番 号

<再交付手数料の納付について>

※ 1人あたり 600 円の事務手数料を以下のいずれかの方法で納付すること。

・現金で、上北山村商工会へ直接納付

・上北山村商工会の指定する口座への振込（入金の際に要する費用は、申請者の負担となります）

<振込先> 郵便局 通常貯蓄貯金 口座名：

口座記号：

口座番号：

※ 再交付は、1名ごとに行ってください。

※ 納付した手数料は返金できません（悪天候、道路状況等による当日の立入りができない状況も含みます）。立入認定日当日に、奈良県道 40 号大台ヶ原川上線が通行止めの場合、所定の条件を満たせば、立入日の変更が可能です。

(現行認定証の様式)

表面

上北商工第	号
平成 年	月 日
殿	
上北山村商工会 会長	
西大台利用調整地区 立入認定証	
<small>自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第3項の規定に基づき、 以下のとおり立入りを認定します。</small>	
立入認定日: 平成 年 月 日	

裏面

上北商工第	号	
殿		
<table border="1"><tr><td>レクチャー受講印</td></tr></table>		レクチャー受講印
レクチャー受講印		
立入認定日: 平成 年 月 日		